

官報 号外

平成十六年四月二十二日

○第百五十九回国 衆議院会議録 第二十六号

平成十六年四月二十二日(木曜日)

議事日程 第十六号

平成十六年四月二十二日

午後一時開議

- 第一 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 第三 無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 第四 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件
- 第五 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第三 無形文化遺産の保護に関する条約の

締結について承認を求めるの件

日程第四 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件

日程第五 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

信託業法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○議長(河野洋平君) この際、新たに議席に着かれた議員を紹介いたします。

第百三十三番 北関東選挙区選出議員、本多平直君。

(本多平直君起立、拍手)

日程第一 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、大気汚染防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長小沢鋭仁君。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(小沢鋭仁君登壇)

○小沢鋭仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、浮遊粒子状物質及びオキシダントによる大気汚染の現況にかんがみ、これらの物質の生成の原因となる物質である揮発性有機化合物の排出等を抑制するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する施策等の措置は、排出規制と事業者が自主的に行う取り組みとを適切に組み合わせ、効果的に実施されなければならないこと、

排出量が多いために規制を行うことが特に必要である施設を指定し、排出濃度基準を定め、その遵守を義務づけること、

排出施設の設置等について都道府県知事に届け出なければならないこと等であります。

本案は、四月五日日本委員会に付託され、十三日小池環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、去る二十日質疑を行い、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第四 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 日程第二、刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第三、無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第四、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長米澤隆君。

平成十六年四月二十二日 衆議院会議録第二十六号

新議員の紹介 大気汚染防止法の一部を改正する法律案 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件外二件

刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(米澤隆君登壇)

○米澤隆君 たいいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日米刑事共助条約について申し上げます。

平成十年十一月の日米首脳会談において、両国間で捜査・司法共助条約の締結交渉を開始すること意見が一致したことを受け、交渉を行った結果、平成十五年六月に条約案文につき基本合意に達し、同年八月五日にワシントンにおいて、本条約の署名が行われました。

本条約の主な内容は、

各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること、

各締約国は、この条約に規定する任務を行う中央当局を指定すること、

両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たって、相互に連絡すること

等であり、次に、無形文化遺産保護条約について申し上げます。

生活形態や価値観の変化に伴い無形文化遺産が急速に失われつつある現状にかんがみ、無形文化遺産を保護する国際的な法的枠組みの必要性が高まり、無形文化遺産の保護は人類にとって共通の利益であるとの認識のもと、平成十五年の第三十二回ユネスコ総会で本条約が採択されました。

本条約の主な内容は、ユネスコに無形文化遺産の保護のための政府間委員会を設置すること、

同委員会は、関係する締約国の提案に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表を作成し、それを常時更新して公表すること、

無形文化遺産の保護のための基金をユネスコの財政規則に基づく信託基金として設立し、同基金の資金は、締約国の分担金及び任意拠出金、締約国以外の国、機関及び個人からの拠出金等から成ること

等であり、

最後に、たばこ規制枠組条約について申し上げます。

平成十一年の世界保健総会は、たばこの規制に関する枠組条約を平成十五年の世界保健総会までに採択することを目標とし、条約の起草及び交渉のための政府間交渉会議を設立することを決定しました。

同会議は平成十二年十月に開始され、平成十五年二月の第六回交渉会議において、本条約の案文についての実質的な合意が成立し、同年五月二十一日の世界保健総会において、本条約がコンセンサスで採択されました。

本条約の主な内容は、

締約国は、たばこ製品の包装及びラベルについて、虚偽の手段や詐欺的な手段、あるいは、たばこ製品の特性、健康への影響、危険もしくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないこと、

たばこの使用による有害な影響を記述する健康に関する警告等は、たばこ製品の包装の主要な表示面の三〇%を下回るものであってはならないこと

等であり、

以上三件は、去る三月二十五日外務委員会に付託され、翌二十六日川口外務大臣から提案理由の

説明を聴取し、三十一日質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、昨四月二十一日、まず日米刑事共助条約について討論を行った後、採決を行いました結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。次に、無形文化遺産保護条約及びたばこ規制枠組条約について採決を行いました結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認することと決まりました。

日程第五 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第五、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第六、農業改良助長法の一部を改正する法律案、日程第七、青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長高木義明君。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

農業改良助長法の一部を改正する法律案及び同報告書

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(高木義明君登壇)

○高木義明君 たいいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案は、農業委員会の設置に係る市町村の自主性を高めるとともに、業務運営の効率化等を促進するため、必置基準面積の見直し等の措置を講じようとするものであります。

農業改良助長法の一部を改正する法律案は、都道府県が自主性を発揮し、農業者の高度で多様なニーズに対応できる普及事業を展開するため、普及職員の一元化、地域農業改良普及センターの必置規制の廃止等の措置を講じようとするものであります。

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、新規就農者の農業法人等への就業を促進するため、就農支援資金の貸付対象の拡充等の措置を講じようとするものであります。

三法律案は、去る三月三十一日亀井農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月十三日及び昨二十一日政府に対する質疑を行ったほか、四月十四日には参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査を行いました。

質疑を終局し、まず、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案及び農業改良助長法の一部を改正する法律案について、討論の後、採決の結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案の

とおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

次に、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、日程第五及び第六の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であり、また、両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。次に、日程第七につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

信託業法案(内閣提出)の趣旨説明
○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、信託業法案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣竹中平蔵君。

(国務大臣竹中平蔵君登壇)
○国務大臣(竹中平蔵君) ただいま議題となりました信託業法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、信託の活用に対するニーズへ柔軟に對

応するため、信託の利用者の保護を図りつつ、受託可能財産の範囲や信託サービスの担い手の拡大等を行うことにより、信託制度という我が国金融システムの基盤を整備し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的として、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、あらゆる財産権について信託を可能とするため、受託可能財産の制限を撤廃することとしております。

第二に、金融機関以外の信託業の担い手である信託会社について、その業務の内容に応じて免許制または登録制のもとで信託業を営むことを可能とするともに、委託者や受益者の保護を図るため、信託会社に対する行為規制や監督規制等を措置することとしております。

第三に、知的財産権を初めとした信託活用のニーズにきめ細かく対応するため、グループ企業内での信託業や大学等の技術移転事業を行う承認TLOによる信託業を認めることとしております。

第四に、信託サービスの提供チャネルの拡大の観点から、信託会社の委託を受けて信託契約の締結の代理等のサービスを提供する信託契約代理店及び信託受益権の販売等のサービスを提供する信託受益権販売業者の制度を設け、これらの者による取引の公正を確保するための規定等を整備することとしております。

以上、信託業法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。(拍手)

信託業法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に對

して質疑の通告があります。順次これを許します。田中英夫君。

(田中英夫君登壇)

○田中英夫君 自由民主党の田中英夫です。

私は、自由民主党、公明党を代表いたします。ただいま議題となっており、信託業法案につきまして質問をいたします。(拍手)

まず最初に、私は、この法案に大きな大きな未来への価値の広がりを感じております。

近年の金融行政におきましては、証券市場の整備や金融商品販売法の制定など、さまざまな金融市場のインフラ整備が進められてまいりました。今回、実に八十年ぶりに全面的に改正される信託業法案も、このような金融市場のインフラ整備をさらに進めるものと強く期待をいたしております。

そこで、まず第一点ですが、今回の信託業法の全面的な改正は、どのような点で今日の時代の要請にこたえることになるのか、今回改正を行う背景は何かについて、竹中金融担当大臣にお尋ねいたします。

さて、一般国民の目から見れば、信託という制度はやや専門的な印象があり、今回の法案によって国民生活にどういった影響があるのか、わかりにくいという面も否めません。

この点に関して、総理は、一月の施政方針演説において、信託業の担い手と対象を拡大し、土地担保や個人保証に頼らない資金調達を促進しますと、その目的を説明されましたが、そこで、改めてお聞きします。今回の法案により、なぜ企業の資金調達の促進が期待できるのか、その仕組みについてお聞かせください。

次に、今回の法案では、金融機関以外にも信託業に参入することが可能となりますが、これにより、高い運用能力を持った信託会社が出現し、既存の信託銀行と切磋琢磨することで、国民の資金運用ニーズにさらにこたえることができると期待されます。

しかしながら、これまでは相手が金融機関であるがゆえに安心して制度を利用してきたこともまた事実であり、今回新たに参入してくる信託会社を安心して利用できるかどうか極めて重要であります。信託とは、文字どおり、受託者を信じて、自分の財産を託して管理運用してもらうというものであり、受託者である信託会社が信ずるに足る適切なものでなければなりません。

そこで、質問であります。国民が安心して信託会社に財産を託するために、今回の法案で、信託会社の適格性をどのように確保しようとしているのか、この点についてもお聞かせください。

また、信託は資産の活用のための手段となるわけですが、知的財産権については、現在、知的財産立国を目指すとの方針のもとで、国家戦略としてさまざまな取り組みが行われていてと承知しております。したがって、信託制度の整備もこうした動きと整合的である必要があると考えます。今回の法案により、知的財産権が信託制度の中でどのように活用されていくことが期待できるのか、竹中大臣にお伺いいたします。

さらに、信託においては、自分の財産を信託して管理運用してもらうという基本の形のほかに、投資商品として信託の受益権を購入することが考えられます。資産の流動化ということがよく言われますが、資産を流動化して資金調達を行うためには流動化商品を購入する投資家が必要であり、こうした投資家の保護を図る仕組みが確立していることが不可欠と考えます。今回の法案において、信託の受益権の取引に関して、購入者の保護をどのように図ることとしているのか、あわせてお伺いいたします。

最後になりますが、今回の制度の整備は、今後、ますます多様化することが予想される資産の管理運用ニーズに幅広くこたえることとなるものであり、我が国経済にとって非常に重要な意義を有するものであります。したがって、私は、本法案の早期成立を図り、その期待に積極的にこたえ

平成十六年四月二十二日 衆議院會議録第二十六号

信託業法案の趣旨説明に対する田中英夫君の質疑 信託業法案の趣旨説明に対する小泉俊明君の質疑

四

るべきであると考えます。このことを申し述べまして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇)

○国務大臣(竹中平蔵君) 田中議員から、五問、質問をいただきました。

今回の信託業法改正を行う背景はどのようなものかというお尋ねでございます。

今回の改正は、知的財産権の戦略的活用を支援するという観点から、知的財産権を受託可能財産に加えるべきである、また、売り掛け債権等の流動化によって資金調達を行う手段を多様化するために信託業の担い手の拡大を図るべきである、このような信託の活用に対する新たな時代のニーズに柔軟に対応するため、このような目的で行うものでございます。

次に、今回の信託業法改正によって企業の資金調達が促進される、その理由はどのようなものかというお尋ねがございました。

本法案は、金融機関以外の者がそのノウハウを活用して信託業に参入するための環境の整備、それと、受託可能財産の範囲の拡大というのを主な内容としております。

この法案によって、まず、金融機関以外の多様な者が資金仲介の新たな担い手になり得ること、さらに、信託を活用して知的財産権等の保有資産を流動化することによって企業の資金調達の経路、手段の多様化が図られる、もって企業の資金調達の促進が期待できるというふうに考えている次第でございます。

次に、信託会社の適格性をどのように確保するのかというお尋ねでございます。

本法案では、信託会社の参入について、免許制または登録制とし、人的構成等の業務執行体制や財産の基礎等につきまして個別に審査をするというふうにしております。また、忠実義務等の行為準則を設けますとともに、立入検査や業務改善命令等の監督上の措置も可能にしておりま

す。これらによって、信託会社の適切な業務運営を確保できるというふうに考えているところでございます。

次に、知的財産権を信託制度の中でどのように位置づけているのか、どのように活用するのかというお尋ねでございます。

本法案では、受託可能財産の範囲を拡大して、知的財産権の信託も可能になりますことから、企業が知的財産権の流動化や管理等を行うために信託を活用することが考えられるわけです。

また、グループ企業のみが当事者の場合は、届け出だけで信託業が可能になりますことから、グループ企業内の知的財産権の戦略的な利用を図るために信託を活用することも考えられます。

加えて、一定の技術移転機関が信託業を営むことも可能になる、まさにTLO等でございますけれども、そのことから、大学発の知的財産権を企業へ移転するために信託を活用する、そのような活用が考えられるというふうに思っております。

最後になりますが、信託受益権の購入者の保護のための方策について、それはどのようなものかというお尋ねがございました。

本法案では、人的構成等の業務執行体制等の審査を経まして登録を受けた者のみが営業として信託受益権の販売等を行うことができ、これを原則としております。また、不当勧誘の禁止等の信託受益権の販売等に係るルールを織り込みますとともに、その履行状況に応じて適切な監督上の措置も可能としております。

したがって、これらを通じて、まさに信託の受益権の購入者の保護が図られるというふうに考えている次第でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 小泉俊明君。

(小泉俊明君登壇)

○小泉俊明君 民主党の小泉俊明です。民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議

題となつております信託業法案に関し、質問をさせていただきます。(拍手)

さて、小泉総理は今年の四月二十六日で就任満三年を迎えるわけですが、政治と行政は結果で判断されるのが鉄則であります。そこで、まず、小泉総理の三年間を総括し、各大臣がその結果をどう評価されるかをお尋ねいたします。

小泉総理は、改革なくして成長なし、官から民へ、中央から地方へということをスローガンに掲げてきました。しかし、表面上は特殊法人の民営化や地方分権を進めるようなポーズをとりながら、現実には、国民代表であります国会議員や政治の権限がどんどん弱くなり、官僚の権限や統制がますます強まるという、民から官へ、地方から中央へという全く逆の結果になっているのが小泉内閣の実態であります。(拍手)

改革という美名のもとに、むしろ官僚の権限が強化され、政から官へという、事実上憲法の定める権力分立制をゆがめる結果になっている小泉内閣の危険性を、まず指摘させていただきたいと思

います。(拍手)

例えば、りそな銀行や足利銀行に対する公的資金の注入をめくり、金融庁の裁量によって、片方は生かされ、片方は破綻をしたわけであり、特に足利銀行に至りましては、たった一夜で健全行が破綻行になったのであります。

また、産業再生機構においても、民間企業の生き死にを最終的に官が裁量により決めるなど、民間の銀行や企業の生殺与奪権を官が握っている、およそ自由主義に反する異常な事態が起きているわけであり

ます。また、いわゆる国民総背番号制の導入により、官の国民に対する管理の強化が始まりました。さらには、財源の移譲なき、絵にかいただけの地方分権、また、官僚の天下りを禁止する規定のない骨抜きの特許法人の民営化案などを見れば、これは明らかであります。(拍手)

この経済の現状や実態を無視した官僚主導によ

る小泉改革は、経済や国民生活を直撃し、まさに死屍累々の結果を招いたわけであり

ます。経済の鏡と言われます株価であります。小泉総理の就任当時、一万四千円あったものが、平成十五年四月二十八日、七千六百七十円とパブル後の最安値となり、四六%も下落をし、国富が百五十兆円も失われたと言われております。最近株価が上昇したと言いますが、本日も一万二千円と、いまだに、就任当時より二千円も低いところで低迷を続けているわけであり

ます。この株価の下落は、経済の血液でありますお金を实体经济に送り出す心臓に当たります金融機関の経営を直撃しました。小泉内閣のこの三年間だけでも、五十四行もの金融機関が破綻をしたわけであり

ます。その結果、企業倒産もこの三年間で約五万五千社、倒産による直接の失業だけでも五十七万人、家族を含めると倒産被害は百五十万人にも上ります。

また、自殺者は、この三年間で九万人を超えるのは事実であります。実数は、この三倍の三十万人と言われております。個人破産も、平成十五年は史上最高の二十四万件を突破、この三年間で五十六万件を超えるのは確実な情勢であります。

就職内定率も、高校生が史上二番目に悪く、大学生は史上最悪であります。勤労者の実収入、可処分所得も六年連続で減少。犯罪は、一昨年二百八十五万件と、ここ五年間で四〇%も増加をしたわけであり

ます。この三年間の結果を見ると、小泉改革の最大の成果は、景気の悪化、特に地方都市の衰退と中小企業の疲弊、そして犯罪の増加をもたらしたことにあつたといふ言いがたいのであります。この死屍累々たる現実を前に、私は、小泉総理、そして全閣僚、そしてこれを支える与党の皆さんに猛反省を促すものであります。(拍手)

このような三年間の小泉内閣の惨たんたる結果をどのように評価されるのか、また、閣僚として責任を感じないのか、谷垣大臣、竹中大臣、中川

大臣にお尋ねいたします。

次に、小泉内閣の三年間を総括したとき、最大の失敗がここ三年間の金融政策であります。(拍手)

そもそも、小泉内閣が不良債権処理を強制的に推し進めてきたのは、不良債権を減らすことにより、企業に対する貸し出しをふやし、実体経済に資金を回すようにするためだったはずであります。

確かに、主要行の不良債権残高は減ってきました。平成十三年の二十七兆円、十四年の二十兆二千億円、十五年九月期の十七兆五千億と減少してきたわけであります。しかし、公的資金を金融機関に総額で三十七兆四千億円超も投入してきたにもかかわらず、銀行の法人に対する貸出残高を見ますと、小泉総理の就任後、この三年間で六十九兆五千億円も減少し、特に中小企業に対する貸出残高は五十一兆円も減少をしてきているわけであります。

一方、銀行の保有する国債保有残高を見ますと、二〇〇三年末で九十三兆八千六百億円と過去最高を記録しました。九八年末の三十兆円から、ここ五年間で三倍にもふえたわけであります。

結局、金融機関は、巨額の公的資金の注入を受けながら国債を買うだけの国債消化銀行になっており、実体経済に資金が全く流れていないわけであります。(拍手)

このような結果を招いたここ三年間の金融政策は、私は明らかに失敗だと思えます。竹中大臣はどのようにお考えでしょうか。また、竹中大臣の責任を、竹中大臣、感じませんか。

次に、小泉内閣のこの三年間の最大の政策は、ここ十五カ月間で三十五兆円にも上る巨額のドル買い・円売り介入を実施したことであります。この国家予算の四三%にも上るこれほどの巨額のドル買い介入は必要だったのか。その是非について財務大臣にお尋ねいたします。

この史上空前のドル買い介入の理由の一つが輸

出産業の保護にあつたわけでありますが、輸出産業の年間輸出総額は約五十兆円と日本の年間GDPの割にすぎず、三十五兆円という巨額資金を投入した割には経済への波及効が小さく、経済合理性が乏しいと言わざるを得ません。同じ巨額資金を使うなら、GDPの六〇%を占める個人消費や五%を占める住宅投資を刺激するなど、経済波及効が大きい民間の内需拡大に使う方がはるかに合理性があります。

また、過度のドル安は原油高などアメリカ国内のインフレと金利の高騰と株安を招くことから、巨額介入をしなくても極端な円高になるとは考えられず、現実的な必要性は乏しいと言えます。

さらに、巨額介入のもう一つ大きな理由が、米国の債の購入によりアメリカの巨額な経常赤字の穴埋めをすることにあつたわけであります。

しかし、短期間で余りに巨額な米国債の購入をしたために、米国内からも脅威論が出るなど、アメリカのスノー財務長官やグリーンズパンFBI議長からも批判を浴びる始末でありました。あしたからのG7においても批判を受けるのは必至であります。しかし、このような批判は、秋のアメリカ大統領選挙を控え、当初から当然予想された事態であります。介入のやり方が余りにもお粗末と言わざるを得ません。

また、この巨額介入の原資は、財務省が発行する政府短期証券をたん日銀に引き受けさせるとともに、購入した米国債を日銀に十兆円も一時引き受けさせて調達しているわけであり、まさに自動車操業のような状態にあります。この結果、政府の日銀に対する借金が三月末で十五兆円にも膨れ上がり、三月末が期限でありました日銀との米国債の売り戻し期限を延長するなど、市場金利の上昇や日銀の財務の健全性を損なう危険性が現実化してきたわけであります。

そもそも、こんな巨額な為替介入の必要性も合理性もなかったのではないのでしょうか。また、こんな巨額の介入を持続することは不可能なのでは

ないですか。財務大臣、お尋ねいたします。

今まで述べてきましたように、銀行の金融仲介機能も麻痺状態、また、景気を引っ張ってきた巨額な為替介入の持続性も期待ができません、こんな中で、中小企業やベンチャー企業に、銀行に頼らない資金調達を可能とし、まさに経済の血液に当たるお金を企業に送る第二の心臓をつくらうというのが、今回、八十一年ぶりに抜本改正されます信託業法案であります。

すなわち、この法案は、信託可能な財産の範囲を、二十三兆円の市場規模を持つ特許権や著作権などの知的財産権などにも広げることにより、大企業ばかりでなく、中小企業やベンチャー企業にも多様な資金調達の道を開くとともに、一般企業の参入を可能とすることにより、金融市場の活性化を図ろうという法案であります。

この法案の最大の問題は、この効果を十分発揮できる環境を整備できるかどうかにかかっています。

この法案では、投資家の保護と信託会社の健全な運営の確保という観点から、金融庁に監督、検査などの権限を与えていますが、現在の金融庁の人員や体制で対応できるのでしょうか。竹中大臣にお尋ねいたします。

次に、この法案が十分に機能するためには、投資家が育つかどうかポイントになります。この知的財産権への投資環境を整えるため、発生した損失や資金調達を目的とする権利譲渡など、これに

関しては税制上の優遇措置を検討するべきだと思いますが、この点はいかがでしょうか。谷垣大臣と竹中大臣にお尋ねいたします。

また、この法案が有効に機能するためには、日本製品の不正コピーが海外ではならんし、技術が流失していることを防がなければなりません。アメリカでは、きのうの二十一日、ワシントンでの米中間協議で、中国に対し、WTOへの提訴も視野に入れた知的財産権の保護強化を要求しました

が、この点、日本はどのような取り組みをするつもりなのか、中川大臣、お尋ねいたします。

さらに、この法案の大きな課題は、知的財産権の金銭的価値の評価や将来の収益の見積もりが難しい点にあります。この点につき、どのような対策をお考えか、中川大臣、お尋ねいたします。

最後に、軍事力も資源もない日本の国にとりましては、経済力だけが国力の源泉であります。そして、この経済力によって一番大切なのは、経済の血液であるお金が実体経済を絶え間なく循環することであります。この流れがとまるとき、無数の企業が倒れ、多数の国民の生死に直結するのであります。

○議長(河野洋平君) 小泉俊明君、申し合わせの時間が過ぎました。なるべく簡単に願います。

○小泉俊明君(続) 政府はこの流れをつくり出す大きな責任を負っているものであり、もし小泉内閣がこの責任を果たせないのであれば、即刻総辞職をし民主党に政権を譲ることを要求し、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣谷垣禎一君登壇) ○国務大臣(谷垣禎一君) 小泉俊明議員にお答えいたします。

小泉内閣三年間の成果についてお尋ねがありました。小泉内閣は、発足以来、改革なくして成長なし、こういう方針のもとで、金融、規制、歳出、税制の各分野にわたる構造改革を全力で進めてまいりました。

こうした中で、経済は、企業規模や地域間で格差が見られるものの、民需主導の着実な回復が続けておりまして、持ち直しの動きは、中小企業や各地域にも徐々に浸透し始めております。

また、犯罪の増加につきましては、例えば平成十六年度予算において治安関係職員を大幅に増員するなど、積極的に対応しております。

このように、小泉構造改革は着実に成果を上げており、今後も全力で進めていくべきものであると考えております。

それから、為替についてのお尋ねがございました。

まず、巨額介入の必要性、合理性はあるのかというお問い合わせですが、昨年のように、地政学的リスクであるとか米国の双子の赤字に極端に注目した思惑的、投機的なドル売り介入の動きを抑制するために介入していく、こういうことになりますと、結果として介入額がある程度巨額になるのは、これはやむを得ることと考えております。したがって、これまで行ってきた介入に必要性、合理性がなかったとは考えておりません。それならば、これだけの巨額介入が持続可能なかどうかということですが、今後とも、市場における相場の変動とか無秩序な動きがある場合には、それを抑制するために為替介入を行っていくことは必要であるというふうに考えているわけでありです。

また、アメリカの批判などから、進むに進めず、退くに退けなというジレンマに陥っているのではないかとのお考えが述べられましたが、アメリカの高官等の発言は、我々としては、米国の当局の従来からの考え方を述べられたものというふうに理解しております。我が国の介入を批判したものであるというふうには考えておりません。したがって、ジレンマに陥っているとの御指摘も当たらないものと考えております。

いずれにしても、先日のG7声明においても合意されておりますように、為替相場は経済のファンダメンタルズを反映して安定的に移移することが重要であると考えておりまして、今後とも、為替市場の動向をよく注視して、必要に応じて適切に対処していくとの基本的な考え方に变化はございません。

それから、信託業法に関連して、知的財産権への投資環境を整えるため、優遇税制を検討すべきではないかとお尋ねをいただきました。

信託を利用した知的財産権への投資につきましては、その実態を見きわめた上で、知的財産権そのものを譲渡した場合とのバランスを考えなければ

いけないと思いますが、適正、公平な課税のあり方をよく検討してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇)

○国務大臣(竹中平蔵君) 小泉議員から、四問、質問をいただきました。

構造改革の成果についてのお尋ねでございます。

これは谷垣大臣の御答弁にもありましたように、今、日本経済は、企業収益が改善し、設備投資が増加するなど、国主導の財政出動に頼らなくても、民需が主導する形で着実に回復しております。こうした民需主導の回復パターンは、バブル後初めてのことでございます。

今後とも、こうした改革の芽を大きな木に育てることができまよう、引き続き改革を加速、拡大し、民需主導の持続的な経済成長を実現していきたいというふうに思っております。

次に、最近三年間の金融政策についてのお尋ねがございました。

小泉内閣発足以来、改革なくして成長なしということで、金融の分野におきましても、一貫して構造改革に取り組んでまいりました。昨年九月末までの一年半で見ますと、主要行の不良債権比率は一・九%ポイント低下するなど、不良債権比率を半減させるとの目標に向けて着実に進捗をしております。

昨日、たまたま、IMFがエコノミック・アウトルックを発表しておりますが、その中でも、日本の金融・銀行行政が適正に行われていることについて前向きな評価がなされているものと承知をしております。金融政策が失敗であるとの御指摘は全く当たらないものと考えております。

信託会社の検査・監督体制についてのお尋ねがございました。

本法案では、金融機関以外の者の信託業への参入につきまして、免許制または登録制のもとで審査を行うとともに、委託者や受益者の保護の観点

から、信託会社に対して適切な監督権限を行使する仕組みとしております。

このために、金融庁としては、平成十六年度予算において、信託会社の担当検査官を五名、監督担当者を三名手当てするなど、法の施行後の信託会社の検査、監督に万全を期してまいる所存でございます。

最後に、知的財産権への投資環境を整備するための優遇税制についてのお尋ねでございます。

知的財産権への投資環境の整備、例えばでありますけれども、知的財産権に係る信託受益権の取引が円滑に行われて、知的財産権の流動化が進展するということは、これは重要なことであると思えます。本法案では、信託受益権の販売等を行う者に関して販売勧誘ルールを設ける等、信託受益権に対する投資環境の整備に努めているところであります。

なお、御指摘の税制上の措置の必要性に関しては、まずは、このような措置の結果、信託受益権の取引の状況等がどのようになるかを見きわめた上で、これは検討がなされるべきものであるというふうにご検討いただいております。(拍手)

(国務大臣中川昭一君登壇)

○国務大臣(中川昭一君) まず、小泉内閣の結果に関する評価についてのお尋ねでございますが、我が国経済は、民需の一部や輸出を中心にしまして、全体として回復の兆しがあると考えております。また、依然としてばらつきがあるものの、こうした改善の動きは、徐々に中小企業や、あるいはまた一部を除く地域経済にも広がっておりますと考えております。

さらにきめ細かく見ますと、例えば、中小企業再生支援協議会などを活用した産業の再生が進展しており、また、最低資本金特例を活用して業を起した企業が一万社を超えるというような成果も、本法案も含めまして、着実にそういう成果が上がっているというふうにご検討しております。こうした動きは、改革なくして成長なしの方

針のもと、経済構造改革に取り組んできた小泉内閣の成果があらわれたものであると考えております。

真の景気回復を実現するためには、地域経済や中小企業の回復が不可欠であり、私といたしましては、地域経済を担う中小企業をしつかりと支えつつ、さらなる経済活性化に全力で取り組んでまいります。

知的財産の保護強化についてのお尋ねですが、近年、中国を初めとする海外市場においては、模造品、海賊版などの知的財産権侵害による被害が増加しており、我が国企業にとって深刻な問題となっていると認識をしております。

このため、政府といたしましては、知的財産権侵害問題に関する産業界のニーズにこたえるため、官民が一体となつて取り組みを強化していくことが必要であると考えております。さらには、米国、EU等とも連携しつつ、あらゆる場を通じた侵害発生国に対する働きかけを強化するとともに、産業界の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

知的財産権の価値評価についてのお尋ねですが、特許権や商標権のような知的財産権は、金銭的価値を評価し、将来の収益を見積もることが難しいというところは御指摘のとおりでございます。

このため、当省といたしましては、価値評価手法の検討、整理、実際の取引事例の収集など、知的財産権の価値評価を容易にするための情報収集及び情報提供を進めてまいります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十分散会

出席國務大臣

外務大臣 川口 順子君
財務大臣 谷垣 禎一君
農林水産大臣 亀井 善之君
經濟産業大臣 中川 昭一君
環境大臣 小池百合子君
國務大臣 竹中 平蔵君
出席副大臣
内閣府副大臣 伊藤 達也君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件
児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件
武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

一、昨二十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律
(報告書及び文書受領)

一、去る二十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。
森林・林業基本法第十条第二項の規定に基づく平成十六年度において講じようとする森林及び林業施策についての文書
一、昨二十一日、小泉内閣総理大臣から河野議長あて、次の報告書を受領した。
内閣総第五四号
平成十六年四月二十一日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区における欠員による繰上補充により当選人について
平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区における欠員による繰上補充により当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があつたので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

森林・林業基本法第十条第二項の規定に基づく平成十六年度において講じようとする森林及び林業施策についての文書
一、昨二十一日、小泉内閣総理大臣から河野議長あて、次の報告書を受領した。
内閣総第五四号
平成十六年四月二十一日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区における欠員による繰上補充により当選人について
平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区における欠員による繰上補充により当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があつたので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区における欠員による繰上補充により当選人について
平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区における欠員による繰上補充により当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があつたので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区における欠員による繰上補充により当選人について
平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区における欠員による繰上補充により当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があつたので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区における欠員による繰上補充により当選人について
平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区における欠員による繰上補充により当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があつたので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)

選挙 期 日 平成十五年十一月九日
当選人決定年月日 平成十六年四月二十日
当 選 告 示 年月日 平成十六年四月二十一日
当 選 証 書 付 与 年月日 平成十六年四月二十一日
衆議院名簿届出政党等の名称 民主党
当 選 人 本多 平直
住 所 埼玉県熊谷市宮前町一丁目一五三番地サンライズ熊谷一〇〇二
(当選証書対照)
一、昨二十一日、繰上補充により当選した次の議員に対し、当選証書の対照を終わった。
北関東選挙区選出議員 本多 平直君

(応召議員)

一、昨二十二日、召集に応じた議員は次のとおりである。
比例代表選出 本多 平直君
北関東 (議席変更)
一、昨二十一日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。
六二 中根 康浩君
六三 田島 一成君
六四 長島 昭久君
六五 神風 英男君
六六 田嶋 要君
六八 松野 信夫君
六九 中川 治君
七〇 松崎 哲久君
七一 藤田 一枝君
七二 吉田 泉君
七三 加藤 尚彦君
七四 島田 久君
七五 津川 祥吾君
七六 細野 豪志君
七七 中村 哲治君
七八 永田 寿康君
七九 水島 広子君
八〇 伴野 豊君
八一 松野 頼久君
八二 長妻 昭君
八三 前田 雄吉君
八四 佐藤 公治君
八五 松本 剛明君
八六 牧 義夫君
八七 藤田 幸久君
八八 中津川博郷君
八九 今野 東君
九〇 首藤 信彦君
九一
九二
九三

六二 中根 康浩君
六三 田島 一成君
六四 長島 昭久君
六五 神風 英男君
六六 田嶋 要君
六八 松野 信夫君
六九 中川 治君
七〇 松崎 哲久君
七一 藤田 一枝君
七二 吉田 泉君
七三 加藤 尚彦君
七四 島田 久君
七五 津川 祥吾君
七六 細野 豪志君
七七 中村 哲治君
七八 永田 寿康君
七九 水島 広子君
八〇 伴野 豊君
八一 松野 頼久君
八二 長妻 昭君
八三 前田 雄吉君
八四 佐藤 公治君
八五 松本 剛明君
八六 牧 義夫君
八七 藤田 幸久君
八八 中津川博郷君
八九 今野 東君
九〇 首藤 信彦君
九一
九二
九三

一三四 市村浩一郎君
一三五 馬淵 澄夫君
一三六 仲野 博子君
一三七 松本 謙公君
一三八 吉良 州司君
一三九 岡島 一正君
一四〇 梶原 康弘君
一四一 稲見 哲男君
一四二 篠原 孝君
一四三 辻 惠君
一四四 室井 邦彦君
一四五 若井 康彦君
一四六 若泉 征三君
一四七 宇佐美 登君
一四八 山花 郁夫君
一四九 手塚 仁雄君
一五〇 樋高 剛君
一五一 中塚 一宏君
一五二 鎌田さゆり君
一五三 小林 憲司君
一五四 加藤 公一君
一五五 鈴木 康友君
一五六 須藤 浩君
一五七 小泉 俊明君
一五八 大島 敦君
一五九 松原 仁君
一六〇 阿久津幸彦君
一六一 山内おさむ君
一六二 平岡 秀夫君
一六三 泉 房穂君
一六四 和田 隆志君
一六五 下条 みつ君
一六六 内山 晃君
一六七 計屋 圭宏君
一六八 鈴木 克昌君
一六九 大谷 信盛君
一七〇 山井 和則君

決算行政監視委員

辞任

補欠

谷津 義男君 谷 公一君
岸本 健君 前田 雄吉君
谷 公一君 谷津 義男君
前田 雄吉君 岸本 健君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

辞任

補欠

植竹 繁雄君 西野あきら君
江崎洋一郎君 山際大志郎君
遠藤 利明君 佐藤 勉君
大村 秀章君 山下 貴史君
佐藤 鍊君 鈴木 淳司君
塩谷 立君 谷本 龍哉君
岩國 哲人君 稲見 哲男君
大島 章宏君 中山 義活君
橋崎 欣弥君 今野 東君
細野 豪志君 笠 浩史君
上田 勇君 丸谷 佳織君
赤嶺 政賢君 吉井 英勝君
鈴木 淳司君 谷川 弥一君
山下 貴史君 岩永 峯一君
岩永 峯一君 大村 秀章君
佐藤 勉君 遠藤 利明君
谷川 弥一君 佐藤 鍊君
谷本 龍哉君 塩谷 立君
西野あきら君 植竹 繁雄君
山際大志郎君 江崎洋一郎君
稲見 哲男君 岩國 哲人君
今野 東君 橋崎 欣弥君
中山 義活君 大島 章宏君
笠 浩史君 細野 豪志君
丸谷 佳織君 上田 勇君
吉井 英勝君 赤嶺 政賢君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

辞任

補欠

植竹 繁雄君 岩永 峯一君
塩谷 立君 谷川 弥一君
岩國 哲人君 田嶋 要君
鎌田さゆり君 中村 哲治君
中川 正春君 長浜 博行君
岩永 峯一君 植竹 繁雄君
谷川 弥一君 塩谷 立君
田嶋 要君 岩國 哲人君
中村 哲治君 鎌田さゆり君
中川 正春君

(政治倫理審査会幹事補欠選任)

一、去る二十日、審査会において、次のとおり幹事を補欠選任した。

幹事 大出 彰君(幹事中村哲治君去る一月十六日委員辞任につきその補欠)
幹事 大島 敦君(幹事伊藤忠治君去る一月十六日委員辞任につきその補欠)
幹事 松本 龍君(幹事岩國哲人君去る一月十六日委員辞任につきその補欠)

(議案受領)

一、昨二十一日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案
自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案
著作権法の一部を改正する法律案
競馬法の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河村たか

し君外四名提出、衆法第一九号)

法務委員会 付託

景観法案(内閣提出第三八号)
景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第三九号)
都市緑地保全法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)
以上三件 国土交通委員会 付託

(議案通知書受領)

一、昨二十一日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件
児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件
武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

一、昨二十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
有事関連法案・条約等に関する質問主意書(前原誠司君提出)
(答弁書受領)
一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田島一成君提出公共交通機関の中吊り広告の規制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出財団法人 社会保険健康事業財団の業務に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻恵君提出「行政事件訴訟法の一部を改正する法律案」に関する質問に対する答弁書

平成十六年三月十二日提出
質問 第三八号

公共交通機関の中吊り広告の規制に関する質問主意書

提出者 田島 一成

公共交通機関の中吊り広告の規制に関する質問主意書

昨今の公共交通機関の中吊り広告を見るに、週刊誌等の出版広告の表現内容が、過度に性的に露骨な表現であるものが多い。

関東交通広告協会では、広告提出審査判断基準の基本として、

・性に関する表現が、露骨または挑発的ではないかどうか

・痴漢などの性犯罪を誘発・助長するような表現はないかどうか

・男女の別なく不快の念をもたらす表現はないかどうか

を掲げているが、現在の中吊り広告を見る限り、本判断基準に抵触すると断ぜざるをえない。

中吊り広告は、乗客の意思に関わらず目に入ってくるという性質をもち、見たくない場合でも事実上強制されるという性格を有している。このような中吊り広告特有の性格にかんがみると、著しく風紀を乱す広告については、他の広告媒体とは異なる厳格な対応が求められると思われる。電車やバスなどの公共交通機関は、国民にとつ

て社会生活を営む上で日常的に利用されているものであり、特に、青少年にとっては通学等に不可欠な交通手段となっている。また、公共交通機関は外国人にも頻りに利用されており、このような広告を野放しにすることは、我が国の品位を大きく損なうこととなる。

従つて、青少年の健全な育成、観光立国の促進、痴漢などの性犯罪防止の観点等から、このような広告を放置することは決して好ましくない。以上から、政府においては、公共交通機関の中吊り広告に対しては、厳正な対応が必要であると考へられるため、以下のとおり質問する。

一 政府においては、現在の公共交通機関の中吊り広告の表現の妥当性について、どのように認識をしているか。

二 一例として、関東交通広告協会では、広告提出審査判断基準を設けてはいるが、現状を見る限り、野放し状態にあるように判断する。自主規制が出来ないのであれば、これらの広告審査を第三者による機関、たとえば、所管省庁の機関等に委託することも考えられるが、いかがか。

三 「東京都青少年の健全な育成に関する条例」では、知事は有害広告物に対する措置の権限を有しているが、機能していない。政府としてどうお考えか。

四 露骨な性表現の中吊り広告に対しては、国による、罰則も含めた規制が必要と考へるが、政府としてはどのように考へているか。

内閣衆質一五九第三八号
平成十六年四月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員田島一成君提出公共交通機関の中吊り広告の規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田島一成君提出公共交通機関の中吊り広告の規制に関する質問に対する答弁書

一及び四について

お尋ねの公共交通機関の中吊り広告の表現の妥当性を含め、公共交通機関における広告の在り方については、基本的には、広告を行う者及びその掲示を行う者が自主的に判断すべき問題であると考へている。

なお、公共交通機関の中吊り広告を含め、わいせつな文書等については、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の法令により罰則を伴う規制が行われているところである。

二について

お尋ねの関東交通広告協会は、広告掲出審査判断基準を設けている関東交通広告協議会のことを指すものと解されるが、同協議会及びその会員である鉄道事業者等においては、当該基準に基づき広告の内容の妥当性について審査することともに、同協議会から出版社が参加する社団法人日本雑誌協会に対して定期的に当該基準の遵守の要請を行うことにより、公共交通機関の中吊り広告の質の向上について適切に取り組んでいると承知しており、政府としては、このような自主的な取組が引き続き促進されることを望ましいと考へている。

三について

政府としては、地方公共団体が固有の条例制定に基づき制定した条例の運用については、それぞれの実情等を踏まえて地方公共団体が判断すべきものと認識している。

平成十六年四月二日提出
質問 第六二号

財団法人 社会保険健康事業財団の業務に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

財団法人 社会保険健康事業財団の業務に関する質問主意書

健康保険制度や公的年金制度の安定した運営は、国民生活の「安心」の最大の源泉である。そして、これら制度の健全な運営のためには、国民からの十分な理解と支援が不可欠である。その意味で適切な広報、啓発が大変重要と考へる。年金制度や健康保険制度に必要な広報や印刷物等の適切な作成、運送を通じて国民に制度のあり方をわかりやすく普及させることの重要性にかんがみ、次の事項について質問する。

(1) 財団法人 社会保険健康事業財団が作成した広報、業務用印刷物、パンフレット、リーフレット及びポスター等の種類、それぞれの目的、製作会社、製作会社との契約形態、価格及び財源の過去三カ年分について答弁されたい。

(2) 財団法人 社会保険健康事業財団が建設、運営する東京配送センターと大阪配送センターの建設費と土地取得費及び財源を答弁されたい。

また、これら配送センターの機能と運営のあり方、運営の財源と両配送センターに出入りする運送会社等の名称と両配送センターにおける業務内容及び契約内容、契約形態をあわせて答弁されたい。

内閣衆質一五九第六二号
平成十六年四月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出財団法人 社会保険健康事業財団の業務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出財団法人 社会保険健康事業財団の業務に関する質問に対する答弁書

(1)について

財団法人社会保険健康事業財団(以下「健康事業財団」という。)の協力を得て調査したところ、健康事業財団が作成した印刷物のお尋ねの事項については、別表第一のとおりであることである。

(2)について

東京配送センター及び大阪配送センター(以下「配送センター」という。)については、年金手帳、保険料納入告知書その他の社会保険事業の実施に必要な帳票(以下「帳票」という。)の管理業務並びに社会保険庁の施設等機関、地方社会保険事務局及び社会保険事務所(地方社会保険事務局事務所を含む。以下同じ。)への帳票の運送業務の円滑化及び効率化を図るため、同庁が設置し、管理しているものであり、配送センターの建設費及び土地取得費並びにそれらの財源については、別表第二のとおりである。

同庁は、配送センターにおける帳票の入庫情報、入力、入庫作業、納品の確認、納品及び発送のスケジュール調整等の業務について、健康事業財団と請負契約を締結している。配送センターの運営の経費については、平成九年度までは国庫で負担しており、平成十年度からは、厚生年金保険料及び国民年金保険料を財源としている。

また、同庁は、配送センターから同庁の施設等機関、地方社会保険事務局及び社会保険事務所への帳票の発送業務について、東京配送センターにおいては株式会社シカワコーポレーション、協新流通デベロッパ株式会社及び株式会社小野包装と、大阪配送センターにおいては株式会社シカワコーポレーションと請負契約を締結している。

別表第一

①平成13年度

種 類	品 目 名	目 的	製作会社	契約形態	支払額(円)	財源
広報	アークス	財団事業の情報提供(会員用)	株式会社社会保険研究所	請負契約	16,529,100	独自財源
	財団のご案内	財団事業の情報提供(一般用)	株式会社サンライフ企画	請負契約	604,800	独自財源
	セミナーのご案内	会員セミナー資料	株式会社三和広報社	請負契約	64,575	独自財源
	会員の案内	会員募集案内	株式会社三和広報社	請負契約	147,000	独自財源
	ベアール	財団情報誌	株式会社三和広報社	請負契約	4,580,100	委託費
	健康カレンダー	ベアール広報	株式会社千代田	請負契約	17,775,775	委託費
	出版物のご案内	財団出版物の販売促進	株式会社三和広報社	請負契約	378,000	独自財源
	健康チェックシート	事後指導時活用	株式会社三和広報社	請負契約	519,750	委託費
	健康事後指導の手引き	事後指導マニュアル	社団法人日本家族計画協会	請負契約	7,620,900	委託費
	事後指導用問診票	事後指導用問診票	宮嶋印刷株式会社	請負契約	1,360,800	委託費
業務用印刷物	事後指導指導書	事後指導個別教育資料	宮嶋印刷株式会社	請負契約	2,176,125	委託費
	健康結果データ変換要領	健康機関データ入力説明書	株式会社三和広報社	請負契約	202,650	委託費
	理事会・評議員会議案書	理事会・評議員会資料	株式会社ニチネン企画	請負契約	1,245,875	独自財源
	外食ヘルシーガイド	食生活改善普及推進	株式会社サンライフ企画	請負契約	2,003,950	独自財源
	ザ・ストレッチング	運動による健康づくり推進	株式会社厚生広報研究会	請負契約	651,000	独自財源
	ストレスを理解する	ストレス解消法等の普及	株式会社健康と料理社	請負契約	2,240,000	独自財源
	血圧値が気になる方へ	食生活改善等健康管理推進	有限会社健康と料理社	請負契約	2,320,000	独自財源
	血圧が気になる方へ	食生活改善等健康管理推進	有限会社健康と料理社	請負契約	2,250,000	独自財源
	コレステロール・中性脂肪が気になる方へ	食生活改善等健康管理推進	有限会社健康と料理社	請負契約	2,065,000	独自財源
	バランス栄養術	食生活改善等健康管理推進	有限会社健康と料理社	請負契約	1,375,000	独自財源
冊子	食生活改善術	肥満解消・予防法の普及推進	株式会社法研	請負契約	1,029,000	独自財源
	これであなたも肥満にさようなら	生活習慣病予防に関する知識の普及	株式会社法研	請負契約	1,071,000	独自財源
	わかりやすい生活習慣病	生活習慣病予防の食の知識普及	株式会社ニチネン企画	請負契約	2,173,500	独自財源
	毎日のヘルシー栄養学	健康づくりの普及推進	株式会社エヌ・ライ・ライヴ	請負契約	892,500	独自財源
	食べて改善 やめて改善	生活習慣病健康診の普及推進	株式会社エヌ・ライ・ライヴ	請負契約	27,215,000	独自財源
	健康なからだをつくる生活習慣病予防健康診	健康づくりの普及推進	株式会社ニチネン企画	請負契約	27,600,000	独自財源
	季節の健康	健康日本21の普及推進	株式会社法研	請負契約	21,450,000	独自財源
	GO! GO! 健康づくり	生活リズムに合った食生活の普及	株式会社健康と料理社	請負契約	21,168,000	独自財源
	タイアップおすめ献立&レシピ	食生活による健康管理の普及	有限会社サンライフ企画	請負契約	17,500,000	独自財源
	明るい21世紀の食生活	健康づくりにおけるクオーケンソンの普及	株式会社厚生広報研究会	請負契約	23,940,000	独自財源
健康結果のわかる本	クオーケンソンのソボ	ストレス解消法等の普及	株式会社法研	請負契約	14,300,000	独自財源
	健康結果のわかる本	健康結果の理解、生活改善等指導	株式会社法研	請負契約	29,650,320	独自財源

②平成14年度

種 類	品 目 名	目 的	製作会社	契約形態	支払額(円)	財源
広報	アークス	財団事業の情報提供(会員用)	株式会社社会保険研究所	請負契約	8,809,500	独自財源
	セミナーのご案内	会員セミナー資料	株式会社三和広報社	請負契約	63,000	独自財源
	会員のご案内	会員募集案内	株式会社三和広報社	請負契約	36,750	独自財源
	ペアール	財団情報誌	株式会社現代社会保険	請負契約	4,038,000	委託費
	健康カレンダー	ペアール広報	株式会社千代田	請負契約	18,513,600	委託費
	健診結果データ変換要領	健診機関のデータ入力説明書	株式会社三和広報社	請負契約	284,245	委託費
	事後指導システム操作マニュアル	事後指導入力マニュアル	株式会社三和広報社	請負契約	893,802	委託費
	健診予定者名簿FD仕様要領	健診機関のFD作成要領	株式会社三和広報社	請負契約	211,680	委託費
	事後指導の手引き	事後指導マニュアル	社団法人日本家族計画協会	請負契約	14,973,000	委託費
	事後指導指導書	事後指導個別教育資料	社団法人日本家族計画協会	請負契約	7,587,930	委託費
業務用印刷物	事後指導指導書	事後指導個別教育資料	宮崎印刷株式会社	請負契約	6,818,700	委託費
	健診申込書作成	申込案内用紙作成	日本ユニシスプライ株式会社	請負契約	3,308,550	委託費
	事後指導香川県支部報告書	香川県支部研究報告作成	生産経済新聞社	請負契約	387,318	委託費
	事後指導評価調査書	事後指導評価研究書作成	社団法人日本家族計画協会	請負契約	2,929,500	委託費
	健康づくり関係帳票	健康づくり関係帳票の作成	株式会社三和広報社	請負契約	4,710,825	委託費
	出版物請求書	請求書等作成	株式会社三和広報社	請負契約	50,400	独自財源
	理事会・評議員会議案書	理事会・評議員会資料	株式会社ニチネン企画	請負契約	1,259,790	独自財源
	クオーキングハンドブック	健康づくりにおけるクオーキングの普及	株式会社サンライフ企画	請負契約	444,150	独自財源
	健診結果のわかる本	健診結果の理解、生活改善等指導	株式会社法研	請負契約	27,526,000	独自財源
	外食ヘルシーガイド	食生活改善の普及推進	株式会社サンライフ企画	請負契約	472,500	独自財源
冊子	生活習慣病予防健診体験記	生活習慣病健診の普及推進	株式会社エヌ・アイ・ライ デニタシステムサービス	請負契約	19,841,100	独自財源
	こころ…イキイキと	ストレスの原因・解消の必要性等	株式会社厚生広報研究会	請負契約	21,780,000	独自財源
	クオーキングを続けるヒント集	クオーキングへの取組、アドバイス等	株式会社サンライフ企画	請負契約	24,570,000	独自財源
	生活習慣病を防ぐために	生活習慣病の功罪、予防法等普及	株式会社ニチネン企画	請負契約	27,600,000	独自財源
	野菜は1日350グラム	食生活での野菜の効用等啓発	株式会社社会保険研究所	請負契約	21,168,000	独自財源
	忍苦健助 健康修行的道	健康日本21の目標達成支援等	株式会社法研	請負契約	22,400,000	独自財源
	バランズ主義宣言	食生活・バランズの必要性等	有限会社健康と料理社	請負契約	17,460,000	独自財源
	ボスター	事業所等での禁煙啓発	株式会社日進堂印刷所	請負契約	1,090,320	委託費
	禁煙啓発ボスター	事業所等での禁煙啓発	株式会社日進堂印刷所	請負契約	1,090,320	委託費

③平成15年度

種 類	品 目 名	目 的	製 作 会 社	契 約 形 態	支 払 額 (円)	財 源
広 報	財団のご案内	財団事業案内	株式会社現代社会保険	請負契約	888,000	独自財源
	セミナーのご案内	会員セミナー資料	株式会社三和広報社	請負契約	114,450	独自財源
	ホームページ	財団情報誌	株式会社現代社会保険	請負契約	2,019,000	委託費
	出版物のご案内	財団出版物の販売促進	株式会社三和広報社	請負契約	524,160	独自財源
	健康カレンダー	ホームページ広報	株式会社ニチネン企画	請負契約	16,235,205	委託費
	事後指導結果報告書	事後指導の取りまとめ	株式会社三和広報社	請負契約	371,175	委託費
	事後指導支援システム操作マニュアル	保健師活動の分析、評価	株式会社三和広報社	請負契約	435,915	委託費
	保健師活動評価報告書	活動評価報告要約版	社団法人日本家族計画協会	請負契約	845,061	委託費
	評価報告書ダイジェスト版	一次予防健康づくりの効果測定	株式会社三和広報社	請負契約	143,850	委託費
	一次予防健康づくりアンケート用紙	健康づくり事業諸様式一括作成	株式会社三和広報社	請負契約	404,460	委託費
業務用印刷物	健康体力調査票等	健康づくり事業諸様式一括作成	社団法人日本家族計画協会	請負契約	771,372	委託費
	栄養指導指導箋	事後指導個別教育資料	宮嶋印刷株式会社	請負契約	3,567,054	委託費
	生活習慣アンケート等用紙	効果測定等	日本エニンスプライ株式会社	請負契約	3,257,163	委託費
	健康申込書作成	申込案内用紙作成	株式会社ニチネン企画	請負契約	3,668,175	委託費
	理事会・評議員会議案書	理事会・評議員会資料	株式会社ニチネン企画	請負契約	1,259,790	独自財源
	GO! GO! 健康づくり	健康日本21の普及・推進	株式会社ニチネン企画	請負契約	1,030,000	独自財源
	野菜・ビターで生活習慣病を防ぐ	野菜による効能、健康づくり普及	株式会社サンプライ企画	請負契約	892,500	独自財源
	ウオーキングハンドブック	ウオーキングの必要性、取組支援等	株式会社サンプライ企画	請負契約	845,250	独自財源
	ウオーキングを続けるヒント集	ウオーキングの必要性、取組支援等	株式会社サンプライ企画	請負契約	609,000	独自財源
	ストレスに負ける人負けない人	ストレスの実態、解消法等の普及	株式会社ニチネン企画	請負契約	593,250	独自財源
冊 子	忍者健助 健康修行の道	健康日本21の目標達成支援等	株式会社ニチネン企画	請負契約	1,070,000	独自財源
	バランス主義宣言	食生活・バランスの必要性等	有限会社健康と料理社	請負契約	2,310,000	独自財源
	健診結果のわかる本	健診結果の理解、生活改善等指導	株式会社ニチネン企画	請負契約	23,374,800	独自財源
	毎日のヘルシー栄養学	生活習慣病予防の食の知識普及	株式会社ニチネン企画	請負契約	892,500	独自財源
	バランス栄養術	栄養バランスによる生活習慣病予防等	有限会社健康と料理社	請負契約	1,548,000	独自財源
	ザ・ストレッチングブック	効果的なストレッチング運動等	株式会社ニチネン企画	請負契約	682,500	独自財源
	なるほど！健診ハズラー	健診への参加等の促進	株式会社ニチネン企画	請負契約	19,320,000	独自財源
	健康づくりガイド	健康づくり取組支援等	株式会社ニチネン企画	請負契約	21,105,000	独自財源
	毎日の食事で健康づくり	食生活の重要性レベル等	有限会社健康と料理社	請負契約	18,720,000	独自財源
	生活習慣病を防ぐ健康道場	運動・栄養等健康づくりの普及	株式会社ニチネン企画	請負契約	24,380,000	独自財源
ポスター	さらば！ストレス	ストレスの実態、解消法等の普及	株式会社ニチネン企画	請負契約	21,780,000	独自財源
	いつでも運動どこでも運動	ライフスタイルに合わせた運動等	株式会社ニチネン企画	請負契約	25,200,000	独自財源
	わかってほしい・・・食べものキ・ホ・チ	食料の効用等食生活の改善を	株式会社ニチネン企画	請負契約	24,000,000	独自財源
	禁煙啓発ポスター	事業所等での禁煙啓発	株式会社日進堂印刷所	請負契約	729,540	委託費

別表第二

配 送 セ ン タ ー	建 設 費	土 地 取 得 費	財 源	
			建設費	厚生年金保険料
東京配送センター	98,690,530円	147,502,000円	土地取得費	健康保険料
			建設費	国民年金保険料
大阪配送センター	560,430,080円	38,291,824円	土地取得費	国庫
			建設費	

(注) 建設費及び土地取得費は国有財産台帳の価格であり、土地取得費については、旧社会保険事務所跡地を所属替した時点のものがある。

平成十六年四月六日提出
質 問 第 六 九 号

「行政事件訴訟法の一部を改正する法律案」に
関する質問主意書

提出者 辻 恵

「行政事件訴訟法の一部を改正する法律案」
に関する質問主意書

行政訴訟とは行政行為の適法性を問う訴訟であり、行政権の行使に対して司法権がその適法性の判断を行うという意味において、国の三権のうち行政権と司法権の権限が衝突するものである。行政訴訟を論ずるにあたっては、行政権と司法権の関係、更には立法権を含めた三権のあり方をどうするかが必然的に問題となる。

そこで、次の事項について質問する。

一 現時の政治体制の下で、行政権が肥大化し他の二権を圧倒的に凌駕する行政国家現象が現出しており、司法権による行政行為のチェックは殆ど有効に機能しておらず、行政の執行に対して監視・統制権限を強める制度的措置が真剣に講じられなければならない。また行政機能の大幅な国から地方への移譲、更には地方公共団体からする国の行政行為に対するチェックも必要である。

① 内閣総理大臣は、行政国家現象をどのように認識し、どのような施策を講ずべきとお考えか。

② 法務大臣は、行政権の肥大化という現状をどのように評価し、どのように対応すべきとお考えか。

③ 総務大臣は、行政権の肥大化という現実に

対して地方分権を推進する立場から何をなすべきとお考えか。

二 肥大化した行政権に対して、法の支配の理念の下に、違法な行政の是正が国民の権利としてなされなければならないが、まさに国民が行政への違法是正請求権を行使する場面が行政訴訟である。しかし、日本の行政訴訟は、申立件数が極めて少数に止まること、勝訴率が非常に低いこと等からみて、絶望的な状況にあると評さざるを得ない。

そこで、法務大臣に対し、以下の点について所見を問う。

① 法務大臣は、行政に対する司法審査機能を強化させる必要があるとお考えか。

② 行政訴訟が殆ど実効的に機能していない現状の原因は何であり、今後どのような施策を講ずべきとお考えなのか。

三 行政行為のチェックは司法によつてのみなされるものではないが、行政訴訟が主要な役割を果たすべき位置にあり、行政に対する司法の優位という観点から、違法行政の是正を行うべきことは明らかである。行政訴訟がこの役割を果たすためには以下の諸点が改善されるべきと思われるが、以下の各点について法務大臣が具体的にどうされるおつもりか所見を問う。

① 現行法では、取消訴訟が原則とされているが、違法な行政行為を是正させるためには義務付け訴訟や差し止め訴訟など多様な救済方法が認められるべきである。

② 現行法第九条は「法律上の利益を有する者に限り」訴えを提起できると規定しており、最高裁判所の解釈が厳格過ぎることもあつ

て、消費者保護や環境保全等の現代型訴訟において門前払い判決がなされ、国民の裁判を受ける権利を通じて行政の適法性確保が困難となっている。法的に保護された利益圏内の利害を有すると主張する余地のある者に対して広く原告適格が認められるべきである。

③ 現行制度は訴訟形式が少な過ぎ、中心を占める抗告訴訟の対象は様々な行政活動のうちから「処分その他公権力の行使」に限定している。しかし、行政処分、行政立法、行政計画、行政指導などの行政の行為形式を問わず、行政活動上のあらゆる決定が司法審査の対象となることが推定されるべきである。

④ 従前の行政訴訟においては執行停止制度が全くと言っていいほど機能しておらず、このため訴訟提起時点で既成事実が積み上げられてしまい実効的な司法救済が得られなくなっている。ドイツにおけるように執行停止原則を採用すべきである。

四 本法案の内容については、義務付け訴訟の仮決定制度をはじめとして不十分な点が多々存在し、とりわけ原告適格及び執行停止に関しては本当に行政訴訟が実効性を発揮できることとなるのか甚だ疑問である。そこで、以下の点について法務大臣にお尋ねする。

① 原告適格について、現行法第九条の「法律上の利益を有する者」という限定文言を削除せずに、改正案では第二項で「当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮する」とものとなっている。しかし、これでは原告適格が

本当に拡大されることになるか全く不明であるが、第九条第二項は原告適格を拡大する趣旨であるのか。もし拡大する趣旨であるとすれば、具体的に如何なる場合に原告適格が拡大されることになるのか。

② 原告適格に関する最近の判例では、小田急線高架裁判で第一審では原告適格が認められたものの控訴審では否定されている。しかし、このような場合にも原告適格が認められなければ、今回の法改正は全く無意味なものとなるが、本改正法によって原告適格が認められることになるのか。

③ 執行停止について、現行法第二十五条第二項に「回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるときに執行停止が認められる」と規定されているのを、「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」と改正する等となっているが、これは執行停止要件を緩和する趣旨であるのか。もし緩和する趣旨であるとすれば、具体的に如何なる場合に執行停止要件がどの程度緩和されることになるのか。

④ 例えば、北海道の二風谷ダム建設に関する判決は、ダム建設に反対する住民の土地収用手続が違法と判断しながら判決言い渡し時点ではダムが完成していたために、請求が棄却されたものであるが、土地収用によって家を奪われる原告の不利利益が「重大な損害」にあたるとして執行停止が認められることになるのか。

右質問する。

内閣衆質一五九第六九号

平成十六年四月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻恵君提出「行政事件訴訟法の一部を改正する法律案」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員辻恵君提出「行政事件訴訟法の一部を改正する法律案」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「行政国家現象」あるいは「行政権の肥大化」の趣旨は必ずしも明らかではないが、近年、行政需要が増大し行政作用が多様化しており、これに伴い、行政による国民の利益調整が一層複雑多様化し、それとともに行政の果たすべき役割にも変化が生じていることを踏まえ、行政を簡素かつ効率的なものとするともに、その総合性、機動性及び透明性の向上を図る必要性と行政に対するチェックの仕組みの重要性が増大しているものと認識しているところである。

このような状況の下における施策ないし対応としては、行政改革を始めとする社会経済の構造改革を進め、明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、より自由かつ公正な社会を実現していくことが必要であり、そのためにその基礎となる司法の機能を充実強化していくことが重要であるとの考えから、現在、司法制度改革を進めて

いるところである。このように、司法の果たすべき役割が一層重要となることを踏まえると、行政訴訟制度についても、司法と行政の役割分担の在り方を踏まえつつ、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図る観点からこれを充実強化することが必要であると考えている。

また、今後の我が国の在り方を考える上においては、国は国が行うべきことに専心し、「地方にできることは地方に」という地方分権の原則の下に、国と地方を通ずる行政の構造改革を進めることが重要である。そのためには、地方公共団体の自由度が高まるように国の関与の縮小を図るとともに、地方公共団体がその組織及び運営の合理化を図ることができるよう適切な助言をしていくことが必要であると考えている。

以上に述べたところは、お尋ねの内閣総理大臣及び各大臣においても同様に考えている。

二について

行政訴訟制度は、司法権の行使を通じて、抑制と均衡の仕組みの中で行政作用の適法性を審査し、国民の権利利益の救済を確保するという重要な役割を有している。そして、近年においては、行政需要の増大と行政作用の多様化に伴うなどの変化が生じており、その中で司法の果たすべき役割が一層重要となると考えられることから、司法と行政の役割分担の在り方を踏まえつつ、行政に対する司法審査の機能を強化する必要があると考える。

行政訴訟制度の機能の現状については、単に申立件数や勝訴率等の数字のみによつてその実効性に対する評価を導き出すことは困難であるが、行政訴訟制度は、右に述べたとおり国民の権利利益の救済手続として重要な役割を有するものであり、その実効性をより高めるため、国民の権利利益の救済範囲の拡大を図り、審理の充実及び促進を図るとともに、これをより利用しやすく、分かりやすくするための仕組みを整備し、さらに、本案判決前における仮の救済の制度の整備を図ること等が必要である。そこで、そのような観点から、行政事件訴訟法の一部を改正する法律案(以下「法案」という。)を提出しているところである。

三の①について

行政に対する司法審査の機能は、司法権の行使を通じて、抑制と均衡の仕組みの中で行政作用の適法性を審査し、国民の権利利益の救済を確保するものであり、このような行政に対する司法審査の機能を強化して国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図る観点から、義務付けの訴え及び差止めを被告訴訟の新たな類型として法定することが必要であり、また、当事者訴訟の一類型として公法上の法律関係に関する確認の訴えがあることを明らかにしてその活用を図ることも必要である。そこで、これらの事項を規定した法案を提出しているところである。

三の②について

御指摘の「法的に保護された利益圏内の利害を有すると主張する余地のある者」の趣旨は必

ずしも明らかではないが、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図る観点から、取消訴訟における原告適格の要件としての「法律上の利益」の有無についての適切な判断が担保されることが必要であり、このためには、処分又は裁決の相手方以外の第三者については、「法律上の利益」の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠法令の規定の文言のみによることなく、個々の事案に応じて、当該根拠法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質等を適切に考慮することが必要である。そこで、このような事項を規定した法案を提出しているところである。

三の③について

行政立法、行政計画、行政指導等のそれ自体としては被告訴訟の対象とはならない行政の行為を契機として争いが生じた公法上の法律関係に関し確認の利益が認められる場合については、現行の行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)においても、当事者訴訟として確認の訴えが可能であるが、その活用を図るため、「公法上の法律関係に関する確認の訴え」を当事者訴訟の一類型として明記する改正を行う法案を提出しているところである。

三の④について

執行停止制度は、これまでも重要な役割を果たしており、裁判所において適切に運用が行われているものと承知しているが、更に個々の事案ごとの事情に即した執行停止についての適切な判断が確保されるようにするためには、損害

の性質のみならず、損害の程度並びに処分の内容及び性質が適切に考慮されることが担保されるようにする必要がある。そこで、執行停止の要件について、「回復の困難な損害」の要件を「重大な損害」に改めた上で、裁判所がこの「重大な損害」を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するとともに、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案すべきものと定める法案を提出しているところである。

行政事件訴訟法においてお尋ねの執行停止原則を採用することについては、単に訴訟手続上の問題にとどまらず、処分の効力自体にかかわる問題であると考えられるところ、公益や第三者に及ぼす影響、取消訴訟等の提起のみによつて行政の執行を当然に停止することによる弊害などを総合的に勘案すると、これを採用することとは考えていない。

四の①及び②について

原告適格についての法案による改正の趣旨は、個々の具体的な事案において、「法律上の利益」の有無について、当該処分の根拠法令の文言のみによることなく、根拠法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するとともに、根拠法令の趣旨及び目的を考慮するに当たり、これと目的を共通にする関係法令の趣旨及び目的をも参酌し、また、当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するに当たり、当該処分が根拠法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質等をも勘案

して適切に判断されることを確保しようとするものであり、これにより、原告適格が実質的に広く認められることになるものと考えている。

具体的にいかなる場合に原告適格が拡大されることになるのか、また、御指摘の事案について原告適格が認められることになるのかのお尋ねについては、個々の事案に応じて裁判所が判断すべきことであり、答弁を差し控えたい。

四の③及び④について

執行停止の要件についての法案による改正の趣旨は、三の④について述べたとおりであり、これにより、損害の回復の困難の程度が著しいとまでは認められない場合であっても、具体的な処分の内容及び性質をも勘案した上で、損害の程度を勘案して「重大な損害」を生ずると認められるときは、執行停止を認めることができることになるものと考えている。

具体的にいかなる場合に執行停止要件がどの程度緩和されることになるのか、また、御指摘の事案について執行停止が認められることになるのかのお尋ねについては、個々の事案に応じて裁判所が判断すべきことであり、答弁を差し控えたい。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十六年三月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

大気汚染防止法の一部を改正する法律
大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)
の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二 粉じんに関する規制(第十八条の二) 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の二) 第十八条の二十四」を

「第二章の二 揮発性有機化合物の排出の規制等(第十八条の二) 粉じんに関する規制(第十八条の二) 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の二) 第十八条の二十四」に改める。

第一条中「ばい煙並びに」を「ばい煙、揮発性有機化合物及び」に改める。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条中第十項を第十四項とし、第四項から第九項までを四項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の四項を加える。

4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)をいう。

5 この法律において「揮発性有機化合物排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであつて、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

6 前項の政令は、事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組

が促進されるよう十分配慮して定めるものとする。

7 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙又は揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。

第三条第一項中「排出基準」を「ばい煙に係る排出基準」に改め、同条第二項第一号中「ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。」を削る。

第九条中「単に」を「この章において」に改める。

第二章の三を第二章の四とし、第二章の二を第二章の三とし、第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 揮発性有機化合物の排出の規制等

(施策等の実施の指針)

第十七条の二 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する施策その他の措置は、この章に規定する揮発性有機化合物の排出の規制と事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組とを適切に組み合わせ、効果的な揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制を図ることを旨として、実施されなければならない。

(排出基準)

第十七条の三 揮発性有機化合物に係る排出基準は、揮発性有機化合物排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる揮発性有機化合物の量(以下「揮発性有機化合物濃度」という。)について、施設の種類及び規模ごとの許容

限度として、環境省令で定める。

(揮発性有機化合物排出施設の設置の届出)

第十七条の四 揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、揮発性有機化合物排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 揮発性有機化合物排出施設の種類

四 揮発性有機化合物排出施設の構造

五 揮発性有機化合物排出施設の使用の方法

六 揮発性有機化合物の処理の方法

2 前項の規定による届出には、揮発性有機化合物濃度及び揮発性有機化合物の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第十七条の五 一の施設が揮発性有機化合物排出施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)であつて揮発性有機化合物を大気中に排出するものは、当該施設が揮発性有機化合物排出施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出)

第十七条の六 第十七条の四第一項又は前条第一

項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十七条の四第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十七条の四第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第十七条の七 都道府県知事は、第十七条の四第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度がその揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準(第十七条の三の排出基準をいう。以下この章において「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第十七条の四第一項の規定による届出に係る揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十七条の八 第十七条の四第一項の規定による届出をした者又は第十七条の六第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設を設置し、又はその届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは

揮発性有機化合物の処理の方法の変更をしてはならない。

(排出基準の遵守義務)

第十七条の九 揮発性有機化合物排出施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者(以下「揮発性有機化合物排出者」という。)は、その揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第十七条の十 都道府県知事は、揮発性有機化合物排出者が排出する揮発性有機化合物の排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、当該揮発性有機化合物排出者に対し、期限を定めて当該揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物の処理の方法の改善を命じ、又は当該揮発性有機化合物排出施設の使用の一時的停止を命ずることができる。

(揮発性有機化合物濃度の測定)

第十七条の十一 揮発性有機化合物排出者は、環境省令で定めるところにより、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(準用)

第十七条の十二 第十条第二項の規定は、第十七条の八の規定による実施の制限について準用する。

2 第十一条及び第十二条の規定は、第十七条の四第一項又は第十七条の五第一項の規定による届出をした者について準用する。

3 第十三条第二項の規定は、第十七条の十の規定による命令について準用する。

(事業者の責務)

第十七条の十三 事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

(国民の努力)

第十七条の十四 何人も、その日常生活に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散を抑制するように努めるとともに、製品の購入に当たつて揮発性有機化合物の使用量の少ない製品を選択すること等により揮発性有機化合物の排出又は飛散の抑制を促進するよう努めなければならない。

第二十三条第一項中「排出する者」の下に、「揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者」を、「排出量」の下に「若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量を加え、同条第二項中「ばい煙」の下に「又は揮発性有機化合物を、「ばい煙排出者」の下に「又は揮発性有機化合物排出者」を加え、「又はばい煙濃度」を「若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度」に改め、「ばい煙発生施設」の下に「又は揮発性有機化合物排出施設」を加える。

第二十六条第一項中「に設置している者」の下に「揮発性有機化合物排出施設を設置している者」を、「事故の状況」の下に「揮発性有機化合物排出施設の状況」を、「ばい煙処理施設、特定施設」の下に「揮発性有機化合物排出施設」を加える。第二十七条第二項中「特定施設」の下に「揮発

性有機化合物排出施設」を、「特定物質」の下に「揮発性有機化合物」を、「あつては、」の下に「第十七条の十二第一項又ははを、」の下に「第十七条の十二第二項又ははを、」及び第三項の下に「第十七条の四から第十七条の八まで」を加え、同条第三項中「規定を」の下に「第十七条の十二第二項又ははを、(含む。）」の下に「第十七条の四、第十七条の六」を加え、同条第四項中「第九条の二」の下に「第十七条の七」を加え、同条第六項中「第三項」の下に「第十七条の十」を加える。

第二十八条第二項中「ばい煙発生施設」の下に「揮発性有機化合物排出施設を、「又はばい煙」の下に「揮発性有機化合物」を加える。

第二十八条の二第一号中「第十七条第三項」の下に「第十七条の七、第十七条の十」を加え、同条第四号中「第二十一条第二項」を「第二十一条第三項」に改める。

第二十九条中「ばい煙」の下に「揮発性有機化合物」を加える。

第三十条中「特定物質」の下に「揮発性有機化合物」を加える。

第三十二条中「ばい煙の大気中への排出に関し」の下に「揮発性有機化合物排出施設について、その揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物以外の物質の大気中への排出に関し、揮発性有機化合物排出施設以外の揮発性有機化合物を排出する施設について、その施設に係る揮発性有機化合物の大気中への排出に関し」を加える。

「第十七条の四第一項、第十七条の六第一項」を加える。

第三十五条第一号中「第七条第一項」の下に「第十七条の五第一項」を加え、同条第二号中「第十条第一項」の下に「第十七条の八」を加える。

第三十七条中「規定を」の下に「第十七条の十二第二項又はは」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十八条の二第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第四項中「第二条第十項」を「第二条第十四項」に改める。

(小規模企業者等設備導入資金助成法の一部改正)

第四条 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「同条第六項」を「同条第十項」に、「同条第七項」を「同条第十一項」

に改める。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)

第五條 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二條第四号及び第五号中「第二條第五項」を「第二條第九項」に改める。

理 由

浮遊粒子状物質及びオキシダントによる大気の汚染の現況にかんがみ、これらの物質の生成の原因となる物質である揮発性有機化合物の排出等を抑制するため、揮発性有機化合物排出施設の届出を義務付けるとともに、当該施設に係る排出基準について定めることその他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、浮遊粒子状物質及びオキシダントによる大気汚染の現況にかんがみ、これらの物質の生成の原因となる物質である揮発性有機化合物の排出等を抑制するため、揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準について定めるとともに、当該施設の届出を義務づけることその他の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する施策その他の措置は、この法律による

排出規制と事業者が自主的に行う排出抑制のための取組とを適切に組み合わせ、効果的に実施されなければならないこととする。

2 揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要である施設を、揮発性有機化合物排出施設として指定し、その種類及び規模ごとに揮発性有機化合物の排出濃度基準を定め、当該施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者に対して排出濃度基準の遵守を義務づけるとともに、遵守義務違反に係る改善命令等の制度を併せて設けることとする。

3 揮発性有機化合物の排出規制の実効性を確保するため、揮発性有機化合物排出施設の設置等について都道府県知事に届け出なければならぬこととする。また、当該施設が排出基準に適合しないと認めるときは、施設の構造、使用等の変更等を命ずることができることとする。

4 揮発性有機化合物排出者は、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録しておくなければならないものとする。

5 事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならないものとする。

6 何人も、その日常生活に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散を抑制するよう努めるとともに、製品の購入に当たって

揮発性有機化合物の使用量の少ない製品を選択すること等により揮発性有機化合物の排出又は飛散の抑制を促進するよう努めなければならないものとする。

7 計画変更命令等及び改善命令等に違反した場合の罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととする。

8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因となる物質である揮発性有機化合物の排出等を抑制するため、揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準について定めるとともに、当該施設の届出を義務づけることその他の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十六年四月二十日

環境委員長 小沢 鋭仁

衆議院議長 河野 洋平殿

刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十六年二月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件

刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、捜査、訴追その他の刑事手続についての共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力を一層実効あるものとするため、平成十五年八月五日にワシントンで、刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約に署名した。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約

日本国及びアメリカ合衆国は、

刑事に関する共助の分野における両国の協力を一層実効あるものとすることを希望し、そのような協力が両国において犯罪と戦うことに貢献することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。

2 共助には、次の措置をとることを含む。この条約において「物件」とは、証拠となる書類、記

録その他の物をいう。

- (1) 証言、供述又は物件の取得
 - (2) 人、物件又は場所の見分
 - (3) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定
 - (4) 国又は地方の立法機関、行政機関又は司法機関の保有する物件の提供
 - (5) 請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達
 - (6) 拘禁されている者の身柄の移動であつて証言の取得その他の目的のためのもの
 - (7) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助
 - (8) 被請求国の法令により認められるその他の共助であつて両締約国の中央当局で合意されたもの
- 3 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、当該他方の締約国の中央当局が次のことを保証する場合であつて、適当と認めるときは、犯罪の疑いのある行為についての行政機関による犯罪調査について、適当と認める条件を付して、この条約の規定に従つて共助を実施する。
- (1) 当該犯罪調査を行う当局が、犯罪を構成し得る事実についての犯罪調査を行う法令上の権限に加えて、特別の手続に従ひ、訴追のために検察官に対して事件を送付する法令上の権限又は犯罪調査において得た証言若しくは供述を文書化し若しくは記録した物その他の物件を検察官に対して提供する法令上の権限を有すること。
 - (2) 証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を請求国における捜査、訴追その

他の刑事手続において使用(訴追を行うか否かの決定のための使用を含む。)すること。

- 4 被請求国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、共助を実施する。
- 5 この条約は、両締約国間での共助のみを目的とする。この条約の規定は、請求された共助の実施を妨げること又は証拠を排除することに關し、私人の権利を新たに創設するものではなく、また、私人の既存の権利に影響を及ぼすものではない。

第二条

- 1 各締約国は、この条約に規定する任務を行う中央当局を指定する。
 - (1) アメリカ合衆国については、中央当局は、司法長官又は同長官が指定する者とする。
 - (2) 日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。
 - 2 この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。
 - 3 両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たつて、相互に直接連絡する。
- ## 第三条
- 1 被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。
 - (1) 被請求国が、請求された共助が政治犯罪に關連すると認める場合
 - (2) 被請求国が、請求された共助の実施により

自国の安全その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合

- (3) 被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合
- (4) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合であつて、請求された共助の実施に当たり自国の法令に従つて裁判所若しくは裁判官が発する令状に基づく強制措置又は自国の法令に基づくその他の強制措置が必要であると認めるとき。

- 2 被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が必要と認める条件を付して共助をすることができると否かについて検討するために、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。
- 3 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を通報する。

第四条

- 1 請求国の中央当局は、共助の請求を書面によつて行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。この場合には、被請求国の中央当局は、共助の請求を確認する書面を追加的に提出するよう請求国の中央当局に要請することができる。共助の請求は、両締約国の中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、被請求国の言語によつて行う。

2 共助の請求に当たつては、次の事項について通報する。

- (1) 捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称
- (2) 捜査、訴追その他の手続の内容及び段階、その対象となる事実並びに請求国の関係法令の条文
- (3) 請求する共助についての説明
- (4) 請求する共助の目的についての説明
- 3 共助の請求に当たつては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。
- (1) 証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定及び所在地に関する情報
- (2) 証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明
- (3) 証言、供述又は物件の提出が求められている者に対する質問表
- (4) 取得されるべき物件及びその身体が搜索されるべき人又は搜索されるべき場所についての正確な説明
- (5) 見分されるべき人、物件又は場所に関する情報
- (6) 人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法(見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。)についての説明
- (7) 特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報
- (8) 請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明
- (9) 請求国の関係当局への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報

(10) 請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報

第五条

1 被請求国の中央当局は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施し、又は当該共助の実施のため権限のある他の当局に当該共助の請求を速やかに送付する。被請求国の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なすべてのことを行う。

2 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施のため自国において必要なすべての調整を行う。

3 被請求国は、請求された共助をこの条約の規定及び自国の法令に従って実施する。被請求国は、自国の法令の範囲内で、適当と認める場合には、前条3(2)、(6)又は(8)に規定する方法で共助の請求に示されたものに従う。

4 1の規定に従い請求された共助を実施するに当たり、

(1) アメリカ合衆国については、裁判所が、請求された共助の実施に必要な罰則付召喚令状、搜索又は差押えに係る令状その他の命令を発する権限を有する。

(2) 日本国については、裁判官が、請求された共助の実施に必要な令状又は命令を発する権限を有する。

5 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国において進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留し、又は必要と認める条件を両締約国の中央当局間での協議の後につすことができる。請求

国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

6 被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合に、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求国の中央当局は、これらの情報を開示することなく請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

7 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。

8 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局の要請に応じ、請求された共助の実施の日及び場所につき請求国の中央当局に事前に通報する。

9 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、請求された共助を実施することができたか否かにつき速やかに通報し、また、その実施の結果得られた証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができなかった場合には、その理由につき請求国の中央当局に通報する。

第六条

1 被請求国は、両締約国の中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を支払う。ただし、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に

要する費用並びに第十四条及び第十五条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費については、請求国が支払う。

2 両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかになった場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議を行う。

第七条

1 被請求国の中央当局は、請求国が当該中央当局の事前の同意なしに共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続においてこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を使用しないことを要請することができる。請求国は、この場合には、その要請に従う。

2 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱うこと又は当該中央当局が定めるその他の条件に従う場合にのみ使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意した場合に、これに従い、また、当該条件を受け入れた場合にはこれに従う。

3 この条のいかなる規定も、請求国が自国の憲法上の義務の範囲内で、この条約の規定に従って提供された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を訴追において使用し又は開示することを妨げるものではない。請求国の中央当局は、その使用又は開示につき被請求国の中央当局に事前に通報する。

4 この条約の規定に従って提供された証言又は

供述を文書化し又は記録した物その他の物件については、請求国においてこの条の規定に反しないで公開された場合には、その後いかなる目的のためにも使用することができる。

第八条

1 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供された物件を当該中央当局が定める条件(当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む)に従って輸送し及び保管することを要請することができる。

2 被請求国の中央当局は、この条約の規定に従って提供された物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従って当該物件を返還することを要請することができる。

3 請求国は、1又は2の規定に従って行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

第九条

1 被請求国は、証言、供述又は物件を取得する。このため、必要があるときは、被請求国は、強制措置をとる。

2 被請求国は、証言、供述又は物件の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう、及び当該者が証言、供述又は物件の提出を求められる者に対して質問することを認めるよう、最善

の努力を払う。当該共助の請求に示された特定の者は、直接質問することが認められない場合には、当該証言、供述又は物件の提出を求めらるる者に対して発せられるべき質問を提出することが認められる。

3 被請求国は、請求国のために物件の取得のための搜索及び差押えを実施する。ただし、このような措置が必要であり、かつ、物件の取得に係る共助の請求が被請求国の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する情報を含む場合に限る。

4 (1) 被請求国は、この条の規定に従って証言、供述又は物件の提出を求められた者が請求国の法令に基づいて免除、不能又は特権を主張した場合であっても、当該証言、供述又は物件を取得する。

(2) 被請求国は、証言、供述又は物件を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国の手続に関して権限を有する当局が当該主張を処理するよう、当該主張を付して当該証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を請求国の中央当局に提供する。

第十条

1 被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。このため、必要があるときは、被請求国は、強制措置をとる。当該措置には、物件の全部又は一部の破壊及び場所への立入りを含む。

2 被請求国は、この条の規定に基づく見分において、人、物件若しくは場所の写真の撮影又はビデオによる記録の作成を行うことができ、また、鑑定人の参加を得ることができる。

3 被請求国は、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

第十一条

被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第十二条

1 被請求国は、自国の国又は地方の立法機関、行政機関又は司法機関が保有する物件であつて公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2 被請求国は、自国の国又は地方の立法機関、行政機関又は司法機関が保有する物件であつて公衆が入手できないものについては、捜査又は訴追について権限を有する自国の当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供することができる。

第十三条

1 被請求国は、この条約の不可分の一部である附属書に定める様式により、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件が真正であると証明することができる。請求国は、附属書の関連する規定に従って、当該様式により真正であると証明された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を自国の手続において証拠として得るものと認める。

2 被請求国は、附属書に定める様式により、差し押さえた物件の保管の継続性及び特定性並びにその保全の状態を証明することができる。請求国は、附属書の関連する規定に従って、当該様式により作成された証明書を自国の手続において証拠として得るものと認める。

求国は、附属書の関連する規定に従って、当該様式により作成された証明書を自国の手続において証拠として得るものと認める。

第十四条

1 被請求国は、自国に所在し、請求国の関係当局への出頭が求められている者に対し当該者が招請されていることについて伝達する。請求国の中央当局は、自国が当該出頭のために支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中央当局に通報する。被請求国の中央当局は、当該者の回答につき請求国の中央当局に速やかに通報する。

2 1に規定する招請に従って請求国の関係当局に出頭することに同意した者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁されず、また、身体的自由についての制限の対象とはならない。

3 (1) 1に規定する招請に従って請求国の関係当局に出頭することに同意した者につき2の規定に従って与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。

(a) 当該者が自らの出頭が必要でなくなった旨を関係当局によって通知された後七日が経過した時

(b) 当該者が請求国から離れた後、任意に請求国に戻った場合にあってはその時

(c) 当該者が出頭期日に関係当局に出頭しなかった場合にあってはその時

(2) 請求国の中央当局は、(1)(a)の通知が行われた場合又は当該保護措置が(1)(b)若しくは(c)に

規定する時に終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。

第十五条

1 証言の取得その他の目的のため、いずれか一方の締約国において拘禁されている者の身柄が他方の締約国の領域にあることが必要とされる場合において、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を自国の領域へ移すことを認め又は請求国の領域へ移す。ただし、被請求国の法令において認められる場合であつて、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が合意したときに限る。

2 (1) 受入国は、1の規定に従って身柄を移された者を拘禁する権限を有するものとし、送出国が当該者を拘禁しないことについての承認を与える場合を除くほか、当該者を拘禁する義務を負う。

(2) 受入国は、両締約国の中央当局による事前の又は別段の合意に従い、当該者を送出国による拘禁のため速やかに送還する。

(3) 受入国は、送出国に対し、当該者の送還のために犯罪人引渡手続を開始するよう要請してはならない。

(4) 受入国によって当該者が拘禁された期間又は、送出国における当該者の刑期に算入する。

3 この条の規定に従って受入国に身柄を移された者は、受入国から送出国に送還されるまでの間、受入国において、前条に規定する保護措置を享受する。ただし、当該者が当該保護措置を享受しないことについての同意を与え、かつ、

両締約国の中央当局がそれについて合意する場合、この限りでない。この3の規定を実施するに当たっては、前条の「請求国」及び「被請求国」は、それぞれ「受入国」及び「送出国」と読み替える。

第十六条

1 被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができる。

2 一方の締約国の中央当局は、他方の締約国の領域内にある犯罪の収益又は道具が当該他方の締約国の法令に従って没収又は差押えの対象となる可能性があることを知った場合には、当該他方の締約国の中央当局にその旨を通報することができる。当該他方の締約国の中央当局は、自国が当該収益又は道具の没収又は差押えに係る権限を有する場合には、何らかの措置をとることが適当であるかを決定するために当該通報の内容を自国の関係当局に提供することができる。当該他方の締約国の中央当局は、当該関係当局がとった措置につき当該一方の締約国の中央当局に報告する。

3 1又は2の規定の実施の結果犯罪の収益又は道具を保管している締約国は、自国の法令に従って当該収益又は道具を保有し又は処分する。当該締約国は、自国の法令が認める範囲内で、自国が適当と認める条件を付して当該収益又は道具の全部又は一部を他方の締約国に移転することができる。

第十七条

この条約のいずれの規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って他方の締約国に対し、共助を要請し又は実施することを妨げるものではない。

第十八条

1 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2 両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

第十九条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

3 この条約は、この条約の効力発生の日の前又は以後に行われた行為に関連する共助の請求について適用する。

4 いずれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に対して書面による通告を与えることにより、いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千三年八月五日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

森山眞弓

谷垣禎一

加藤良三

アメリカ合衆国のために

ジョン・アシュクロフト

附属書

1 (1) 日本国は、この附属書に定める様式A-1 (業務記録に関する証明書)により、アメリカ合衆国が請求した業務記録の原本又は写しが真正であると証明することができる。アメリカ合衆国は、当該様式により真正であると証明された業務記録の原本又は写しを、それらの中で主張されている事項が真実であることについての証拠とし得るものであると認める。

(2) アメリカ合衆国は、この附属書に定める様式A-2 (業務記録に関する証明書)により、日本国が請求した業務記録の原本又は写しが真正であると証明することができる。日本国は、当該様式により真正であると証明された業務記録の原本又は写しを、自国の裁判所が法令に従って証拠とし得ると判断する場合には、証拠とし得るものであると認める。

2 (1) 日本国は、この附属書に定める様式B-1 (外国公文書に関する証明書)により、アメリカ合衆国が請求した外国公文書の原本又は写しが真正であると証明することができる。アメリカ合衆国は、当該様式により真正であるとの証明が行われた場合には、更なる証明を

請求してはならない。アメリカ合衆国は、当該様式により真正であると証明された外国公文書の原本又は写しを証拠とし得るものであると認める。

(2) アメリカ合衆国は、この附属書に定める様式B-2 (外国公文書に関する証明書)により、日本国が請求した外国公文書の原本又は写しが真正であると証明することができる。日本国は、当該様式により真正であると証明された外国公文書の原本又は写しを、自国の裁判所が法令に従って証拠とし得ると判断する場合には、証拠とし得るものであると認める。

3 (1) 日本国は、この附属書に定める様式C-1 (差し押さえた物件に関する証明書)により、自国の権限のある当局が条約第九条に基づいて差し押さえた物件の保管の継続性及び特定性並びにその保全の状態を証明することができる。アメリカ合衆国は、当該様式による証明が行われた場合には、更なる証明を請求してはならない。アメリカ合衆国は、当該様式により作成された証明書を証拠とし得るものであると認める。

(2) アメリカ合衆国は、この附属書に定める様式C-2 (差し押さえた物件に関する証明書)により、自国の権限のある当局が条約第九条に基づいて差し押さえた物件の保管の継続性及び特定性並びにその保全の状態を証明することができる。日本国は、当該様式により作成された証明書を、自国の裁判所が法令に従って証拠とし得ると判断する場合には、証拠とし得るものであると認める。

様式A—1
(アメリカ合衆国からの請求用)
業務記録に関する証明書

私、 (氏 名) は、この証明書において虚偽の陳述を行った場合に刑罰を科されることがあることを承知した上で、ここに、次のとおり陳述します。

1 私は (業務記録の提出が求められている業務主体の名称) に雇用されており、私の役職は (役 職) です。

2 この証明書に添付した各業務記録は (業務記録の提出が求められている業務主体の名称) が保管する業務記録の原本又はその写しです。

3 (1) この証明書に添付した業務記録は、この中で記録されている事項について知る者によって(又は、その者からの情報に基づいて)、その事項が生じた時又はそれに近接した時に作成されたものです。

(2) この証明書に添付した業務記録の作成は、上記の業務主体が通常行う業務の過程において行われたものです。

(3) 上記の業務主体は、通常作成すべきものとしてこの証明書に添付した業務記録を作成しました。

(4) この証明書に添付した業務記録が原本でない場合には、その写しです。

 (署 名)
 (年月日)

様式A—2
(日本国からの請求用)
業務記録に関する証明書

私、 (氏 名) は、この証明書において虚偽の陳述又は虚偽の証明を行った場合に刑罰を科されることがあることを承知した上で、ここにとおり陳述します。

1 私は (業務記録の提出が求められている業務主体の名称) に雇用されており、私の役職は (役 職) です。

2 この証明書に添付した各業務記録は (業務記録の提出が求められている業務主体の名称) が保管する業務記録の原本又はその写しです。

3 (1) この証明書に添付した業務記録は、この中で記録されている事項について知る者によって(又は、その者からの情報に基づいて)、その事項が生じた時又はそれに近接した時に作成されたものです。

(2) この証明書に添付した業務記録の作成は、上記の業務主体が通常行う業務の過程において行われたものです。

(3) 上記の業務主体は、通常作成すべきものとしてこの証明書に添付した業務記録を作成しました。

(4) この証明書に添付した業務記録が原本でない場合には、その写しです。

 (署 名)
 (年月日)
上記の者は、 (年月日)、私、 (宣誓に関する事務を行う権限を有する者の役職)、 (氏 名) の前で宣誓した。

様式B—1
(アメリカ合衆国からの請求用)
外国公文書に関する証明書

私、 (氏 名) は、この証明書において虚偽の陳述又は虚偽の確
認を行った場合に刑罰を科されることがあることを承知した上で、次のとおり
陳述します。

1 (日本国又は地方公共団体) の当局における私の地位は、 (官 職)
です。

2 私は、 (日本国又は地方公共団体) の法令又は条例若しくは規則により、こ
の証明書に添付した文書が (日本国又は地方公共団体) の機関である (機関
の名称) において記録し又は保管している文書の原本又はその写しであ
ることを確認する権限を有しています。
3 文書についての記載

 (署 名)
 (官 職)
 (年月日)

様式B—2
(日本国からの請求用)
外国公文書に関する証明書

私、 (氏 名) は、この証明書において虚偽の陳述又は虚偽の確
認を行った場合に刑罰を科されることがあることを承知した上で、次のとおり
陳述します。

1 (行政区) の当局における私の地位は、 (官 職)
です。

2 私は、 (行政区) の法令により、この証明書に添付した文書が
 (行政区) の機関である (機関の名称) において記録し又
は保管している文書の原本又はその写しであることを確認する権限を有して
います。

3 文書についての記載

 (署 名)
 (官 職)
 (年月日)

様式C-1

(アメリカ合衆国からの請求用)
差し押さえた物件に関する証明書

私、 (氏名) は、この証明書において虚偽の陳述を行った場合に
に刑罰を科されることがあることを承知した上で、次のとおり陳述します。

1 (日本国又は地方公共団体) の当局における私の地位は、 (官 職)
です。

2 私は、3に掲げる物件を (年月日) に (場 所) に
において (氏名) から受け取り、保管を開始し、この物件を、そ
の保管を開始した時の状態と同じ状態で(異なる場合には、4に記載したと
おりの状態で) (年月日) に (場 所) において
 (氏名) に引き継ぎ、その保管を終了しました。

3 物件についての記載

4 私が保管している間の状態の変化

 (署 名)
 (官 職)
 (場 所)
 (年月日)

様式C-2

(日本国からの請求用)
差し押さえた物件に関する証明書

私、 (氏名) は、この証明書において虚偽の陳述又は虚偽の確
認を行った場合に刑罰を科されることがあることを承知した上で、次のとおり
陳述します。

1 (行政区) の当局における私の地位は、 (官 職)
です。

2 私は、3に掲げる物件を (年月日) に (場 所) に
において (氏名) から受け取り、保管を開始し、この物件を、そ
の保管を開始した時の状態と同じ状態で(異なる場合には、4に記載したと
おりの状態で) (年月日) に (場 所) において
 (氏名) に引き継ぎ、その保管を終了しました。

3 物件についての記載

4 私が保管している間の状態の変化

 (署 名)
 (官 職)
 (場 所)
 (年月日)

刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の目的及び要旨

平成十年十一月の日米首脳会談において、両国間で捜査・司法共助条約の締結交渉を開始することで見解が一致したことを受け、交渉を行った結果、平成十五年六月に条約案文につき基本合意に達し、同年八月五日にワシントンにおいて、本条約の署名が行われた。

本条約は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について本条約の規定に従って共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を設置し、相互の連絡を直接行うこと等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施し、被請求国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、共助を実施すること。

2 共助には、(1)証言、供述又は物件の取得、(2)人、物件又は場所の見分、(3)人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、(4)国又は地方の立法機関、行政機関又は司法機関の保有する物件の提供、(5)請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達、(6)拘禁されている者の身柄の移動であつて証言の取得その他の目的のためのもの

の、(7)犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助、(8)被請求国の法令により認められるその他の共助であつて両締約国の中央当局で合意されたものを含むこと。

3 この条約に規定する任務を行う中央当局として、アメリカ合衆国は司法長官又は同長官が指定する者を、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、それぞれ指定すること。

4 この条約に基づき請求された共助の実施のため、被請求国の権限のある当局はその権限の範囲内で可能なすべてのことを行わなければならない、被請求国の中央当局は自国において必要なすべての調整を行うこと。

5 被請求国は、この条約の不可分の一部である附属書に定める様式により、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件が真正であること等を証明することができ、請求国は、附属書の関連する規定に従って、当該様式により真正であると証明された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件等を自国の手続において証拠として得るものと認めること。

6 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができ、両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議すること。

なお、この条約の不可分の一部である附属書は、5の実施の詳細について定めている。

本条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、日米のそれぞれにおける共助が一層確実に実施されることを確保できるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で直接行うことにより、共助の迅速化が期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成十六年四月二十一日

外務委員長 米澤 隆
衆議院議長 河野 洋平殿

無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十六年二月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

無形文化遺産の保護に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

理由

この条約は、無形文化遺産を保護することを目的として、そのための国際的な協力及び援助の体制の確立、締約国がとるべき必要な措置等につき規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、無形文化遺産の保護の分野における国際協力に寄与する見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

無形文化遺産の保護に関する条約

国際連合教育科学文化機関(以下「ユネスコ」という。)の総会は、二千三年九月二十九日から十月十七日までパリにおいてその第三十二回会期として会合し、

人権に関する既存の国際文書、特に千九百四十八年の世界人権宣言、千九百六十六年の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約及び千九百六十六年の市民的及び政治的権利に関する国際規約に言及し、

千九百八十九年の伝統的文化及び民間伝承の保護に関するユネスコの勧告、二千一年の文化の多様性に関するユネスコの世界宣言及び二千二年の第三回文化大臣円卓会議で採択されたイスタンブール宣言により強調された、文化の多様性を推進し及び持続可能な開発を保証するものとしての無形文化遺産の重要性を考慮し、

無形文化遺産と有形文化遺産及び自然遺産との間の深い相互依存関係を考慮し、地球規模化及び社会の変容の過程は、社会間の新たな対話のための状況を作り出すと同時に、不

寛容の現象と同様に、特に無形文化遺産の保護のための資源の不足により、無形文化遺産の衰退、消滅及び破壊の重大な脅威をもたらすことを認識し、

人類の無形文化遺産の保護に対する普遍的な意思及び共通の関心を認識し、

社会(特に原住民の社会、集団及び場合により個人が無形文化遺産の創出、保護、維持及び再現に重要な役割を果たすことにより、文化の多様性及び人類の創造性を高めることに役立つことを認識し、

文化遺産を保護するための規範的な文書(特に千九百七十二年の世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)の作成におけるユネスコの活動の広範な影響に留意し、

さらに、無形文化遺産の保護のための拘束力を有する多数国間の文書はいまだ存在しないことに留意し、

文化遺産及び自然遺産に関する既存の国際協定、勧告及び決議が、無形文化遺産に関する新たな規定により、効果的に高められ及び補足される必要があることを考慮し、

特に若い世代間において、無形文化遺産及びその保護の重要性に関する意識を一層高めることの必要性を考慮し、

国際社会は、この条約の締約国とともに、協力及び相互の援助の精神をもって、無形文化遺産の保護に関して貢献すべきであることを考慮し、

無形文化遺産に関するユネスコの事業、特に人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言を考慮し、

人々をより緊密にさせ並びに人々の間の交流及び

び理解を確保する要素としての無形文化遺産の極めて重要な役割を考慮し、

この条約を二千三年十月十七日に採択する。

I 一般規定

第一条 条約の目的

この条約の目的は、次のとおりとする。

- (a) 無形文化遺産を保護すること。
- (b) 関係のある社会、集団及び個人の無形文化遺産を尊重することを確保すること。
- (c) 無形文化遺産の重要性及び無形文化遺産を相互に評価することを確保することの重要性に関する意識を地域的、国内的及び国際的に高めること。
- (d) 国際的な協力及び援助について規定すること。

第二条 定義

この条約の適用上、

- 1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であつて、社会、集団及び場合によつては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するものにのみ考慮を払う。

2 1に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。

- (a) 口承による伝統及び表現(無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む)。
- (b) 芸能
- (c) 社会的慣習、儀式及び祭祀行事
- (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習
- (e) 伝統工芸技術

3 「保護」とは、無形文化遺産の存続を確保するための措置(認定、記録の作成、研究、保存、保護、促進、拡充、伝承(特に正規の又は正規でない教育を通じてのもの)及び無形文化遺産の種々の側面の再活性化を含む)をいう。

4 「締約国」とは、この条約に拘束され、かつ、自国についてこの条約の効力が生じている国をいう。

5 この条約は、第三十三条に規定する地域であつて、同条の条件に従つてこの条約の当事者となるものについて準用し、その限度において「締約国」というときは、当該地域を含む。

第三条 他の国際文書との関係

この条約のいかなる規定も、次のように解してはならない。

- (a) 無形文化遺産が直接関連する世界遺産を構成する物件に関し、千九百七十二年の世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の下での地位を変更し又は保護の水準を低下させる。
- (b) 締約国が知的財産権又は生物学的及び生態学的な資源の利用に関する国際文書の当事国であることにより生ずる権利及び義務に影響を及ぼす。

II 条約の機関

第四条 締約国会議

1 この条約により、締約国会議を設置する。締約国会議は、この条約の最高機関である。

2 締約国会議は、通常会期として二年ごとに会合する。締約国会議は、自ら決定するとき又は無形文化遺産の保護のための政府間委員会若しくは締約国の少なくとも三分の一の要請に基づき、臨時会期として会合することができる。

3 締約国会議は、その手続規則を採択する。

第五条 無形文化遺産の保護のための政府間委員会

1 この条約により、ユネスコに無形文化遺産の保護のための政府間委員会(以下「委員会」という)を設置する。委員会は、第三十四条に基づきこの条約が効力を生じた後は、締約国会議に出席する締約国により選出される十八の締約国の代表者によつて構成される。

2 委員会の構成国の数は、この条約の締約国の数が五十に達した後は、二十四に増加する。

第六条 委員会の構成国の選出及び任期及び輪番の原則に従う。

1 委員会の構成国の選出は、衡平な地理的代表及び輪番の原則に従う。

2 委員会の構成国は、締約国会議に出席するこの条約の締約国により四年の任期で選出される。

3 もっとも、最初の選挙において選出された委員会の構成国の二分の一の任期は、二年に限定される。これらの国は、最初の選挙において、くじ引で選ばれる。

4 締約国会議は、二年ごとに、委員会の構成国の二分の一を更新する。

5 締約国会議は、また、空席を補充するために必要とされる委員会の構成国を選出する。 6 委員会の構成国は、連続する二の任期について選出されない。 7 委員会の構成国は、自国の代表として無形文化遺産の種々の分野における専門家を選定する。	(i) 第十六条、第十七条及び第十八条に規定する一覽表への記載及び提案 (ii) 第二十二条による国際的な援助の供与 第八条 委員会の活動方法 1 委員会は、締約国会議に対して責任を負う。委員会は、そのすべての活動及び決定を締約国会議に報告する。 2 委員会は、その構成国の三分の二以上の多数による議決で、その手続規則を採択する。 3 委員会は、その任務を遂行するために必要と認める特別の諮問機関を一時的に設置することができる。 4 委員会は、特定の事項について協議するため、無形文化遺産の種々の分野において能力を認められた公私の機関及び個人を会議に招請することができる。 第九条 助言団体の認定 1 委員会は、無形文化遺産の分野において能力を認められた民間団体の認定を締約国会議に提案する。当該民間団体は、委員会の顧問の資格で行動する。 2 委員会は、また、締約国会議にその認定の基準及び方法を提案する。 第十条 事務局 1 委員会は、ユネスコ事務局の補佐を受ける。 2 事務局は、締約国会議及び委員会の文書並びにそれらの会合の議題案を作成し、並びに締約国会議及び委員会の決定の実施を確保する。 III 無形文化遺産の国内的保護 第十一条 締約国の役割 締約国は、次のことを行う。 (a) 自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること。 (b) 第二条3に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと。 第十二条 目録 1 締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成する。これらの目録は、定期的に更新する。 2 締約国は、第二十九条に従って定期的に委員会に報告を提出する場合、当該目録についての関連情報を提供する。 第十三条 保護のための他の措置 締約国は、自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護、発展及び振興のために次のことを行うよう努める。 (a) 社会における無形文化遺産の役割を促進し及び計画の中に無形文化遺産の保護を組み入れるための一般的な政策をとること。 (b) 自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護のため、一又は二以上の権限のある機関を指定し又は設置すること。 (c) 無形文化遺産、特に危険にさらされている無形文化遺産を効果的に保護するため、学術的、技術的及び芸術的な研究並びに調査の方法を促進すること。 (d) 次のことを目的とする立法上、技術上、行政上及び財政上の適当な措置をとること。 (i) 無形文化遺産の管理に係る訓練を行う機関の設立又は強化を促進し並びに無形文化遺産の実演又は表現のための場及び空間を通じて無形文化遺産の伝承を促進すること。 (ii) 無形文化遺産の特定の側面へのアクセスを規律する慣行を尊重した上で無形文化遺産へのアクセスを確保すること。 (iii) 無形文化遺産の記録の作成のための機関を設置し及びその機関の利用を促進すること。 第十四条 教育、意識の向上及び能力形成 締約国は、すべての適当な手段により、次のことを行うよう努める。 (a) 特に次の手段を通じて、社会における無形文化遺産の認識、尊重及び拡充を確保すること。 (i) 一般公衆、特に若年層を対象とした教育、意識の向上及び広報に関する事業計画 (ii) 関係する社会及び集団内における特定の教育及び訓練に関する計画 (iii) 無形文化遺産の保護のための能力を形成する活動(特に管理及び学術研究のためのもの) (iv) 知識の伝承についての正式な手段以外のもの (b) 無形文化遺産を脅かす危険及びこの条約に従って実施される活動を公衆に周知させること。 (c) 自然の空間及び記念の場所であつて無形文化遺産を表現するためにその存在が必要なもの保護のための教育を促進すること。
(g) 締約国が提出する次の要請について、検討し並びに委員会が定め及び締約国会議が承認する客観的な選考基準に従って決定すること。	

第十五条 社会、集団及び個人の参加 締約国は、無形文化遺産の保護に関する活動の枠組みの中で、無形文化遺産を創出し、維持し及び伝承する社会、集団及び適当な場合には個人のできる限り広範な参加を確保するよう努め並びにこれらのものをその管理に積極的に参加させるよう努める。	IV 無形文化遺産の国際的保護 第十六条 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表 1 委員会は、無形文化遺産の一層の認知及びその重要性についての意識の向上を確保するため並びに文化の多様性を尊重する対話を奨励するため、関係する締約国の提案に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。 2 委員会は、この代表的な一覧表の作成、更新及び公表のための基準を定め並びにその基準を承認のため締約国会議に提出する。 第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表 1 委員会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国の要請に基づいて当該一覧表にそのような遺産を記載する。 2 委員会は、この一覧表の作成、更新及び公表のための基準を定め並びにその基準を承認のため締約国会議に提出する。 3 極めて緊急の場合(その客観的基準は、委員会の提案に基づいて締約国会議が承認する。)には、委員会は、関係する締約国と協議した上で、1に規定する一覧表に關係する遺産を記載することができる。	第十八条 無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動 1 委員会は、締約国の提案に基づき並びに委員会が定め及び締約国会議が承認する基準に従って、また、発展途上国の特別のニーズを考慮して、無形文化遺産を保護するための国家的、小地域的及び地域的な計画、事業及び活動であつてこの条約の原則及び目的を最も反映していると判断するものを定期的に選定し並びに促進する。 2 このため、委員会は、このような提案の準備のための締約国からの国際的な援助の要請を受領し、検討し及び承認する。 3 委員会は、そのような計画、事業及び活動を実施する場合、自らが決定した方法により最良の実例を普及させる。	V 国際的な協力及び援助 第十九条 協力 1 この条約の適用上、国際的な協力には、特に、情報及び経験の交換、共同の自発的活動並びに締約国による無形文化遺産を保護するための努力を支援するための制度を設けることを含む。 2 締約国は、国内法令、慣習法及び慣行の適用を妨げることなく、無形文化遺産の保護が人類にとつて一般的な利益であることを認識し、そのため、二国間で並びに小地域的、地域的及び国際的に協力することを約束する。 第二十条 国際的な援助の目的 国際的な援助は、次の目的のために供与するこ
とができる。 (a) 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表に記載されている遺産の保護 (b) 第十一条及び第十二条における目録の作成 (c) 無形文化遺産の保護を目的とする国家的、小地域的及び地域的に実施される計画、事業及び活動への支援 (d) 委員会が必要と認める他の目的 第二十一条 国際的な援助の形態 委員会は、第七条に規定する運用指示書及び第二十四条に規定する協定に従つて、締約国に対し、次の形態の援助を供与することができる。	(a) 保護の種々の側面に関する研究 (b) 専門家及び実践する者の提供 (c) すべての必要な職員の養成 (d) 規範の設定及びその他の手段の作成 (e) 基盤の整備及び運用 (f) 設備及びノウハウの供与 (g) 他の形態の財政的及び技術的援助(適当な場合には、低利の貸付け及び贈与を含む。) 第二十二条 国際的な援助に関する条件 1 委員会は、国際的な援助の要請を検討する手続を定め及び当該要請に含める情報(例えば、予定される措置、必要とされる関与、それらに要する費用の見積り)を特定する。 2 緊急の場合においては、委員会は、援助の要請を優先事項として検討する。 3 委員会は、決定を行うために、必要と認める研究及び協議を行う。	第二十三条 国際的な援助の要請 1 締約国は、自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護のための国際的な援助の要請を委員	会に提出することができる。 2 当該要請は、また、二以上の締約国が共同で提出することができる。 3 当該要請には、必要な資料とともに前条1に定める情報を含める。 第二十四条 受益国となる締約国の役割 1 この条約の規定に従つて、供与される国際的な援助は、受益国となる締約国と委員会との間の協定により規律される。 2 受益国となる締約国は、原則として、自己の資金の限度内で、国際的な援助が供与される保護のための措置の経費を負担する。 3 受益国となる締約国は、無形文化遺産の保護のために供与される援助の使途に関する報告を委員会に提出する。
VI 無形文化遺産基金 第二十五条 基金の性質及び資金 1 この条約により、「無形文化遺産の保護のための基金」(以下「基金」という。)を設立する。 2 基金は、ユネスコの財政規則に従つて設置される信託基金とする。 3 基金の資金は、次のものから成る。 (a) 締約国による分担金及び任意拠出金 (b) ユネスコの総会がこの目的のために充当する資金 (c) 次の者からの拠出金、贈与又は遺贈 (i) 締約国以外の国 (ii) 国際連合の機関(特に国際連合開発計画)その他の国際機関 (iii) 公私の機関又は個人 (d) 基金の資金から生ずる利子 (e) 募金によつて調達された資金及び基金のた	第二十六条 基金の運用 1 基金の運用は、締約国の同意を得ることを要する。 2 基金の運用は、締約国の同意を得ることを要する。 3 基金の運用は、締約国の同意を得ることを要する。	第二十七条 基金の報告 1 基金の運用に関する情報は、締約国に報告する。 2 基金の運用に関する情報は、締約国に報告する。 3 基金の運用に関する情報は、締約国に報告する。	第二十八条 基金の透明性 1 基金の運用に関する情報は、締約国に報告する。 2 基金の運用に関する情報は、締約国に報告する。 3 基金の運用に関する情報は、締約国に報告する。

めに企画された行事による収入 (f) 委員会が作成する基金の規則によつて認められるその他のあらゆる資金 4 委員会は、その資金の使途を締約国会議が定める指針に基づいて決定する。 5 委員会は、特定の事業に関連する一般的及び特別な目的のための拠出金その他の形態による援助を受けることができる。ただし、当該事業が委員会により承認されている場合に限る。 6 基金に対する拠出には、この条約の目的と両立しないいかなる政治的又は経済的条件その他の条件も付することができない。 第二十六条 基金に対する締約国の分担金及び任意拠出金 1 締約国は、追加の任意拠出金とは別に、少なくとも二年に一回、基金に分担金を支払うことを約束する。分担金の額は、締約国会議が決定するすべての締約国について適用される同一の百分率により決定する。この締約国会議の決定は、会議に出席しかつ投票する締約国(2)の宣言を行っていない締約国に限る。)の過半数による議決で行う。締約国の分担金の額は、いかなる場合にも、ユネスコの通常予算に対する当該締約国の分担金の額の一パーセントを超えないものとする。 2 もっとも、第三十二条及び第三十三条に規定する国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。 3 2の宣言を行った締約国は、ユネスコ事務局長に通告することにより、その宣言を撤回する	よう努める。この場合において、その宣言の撤回は、当該締約国が支払うべき分担金につき、その後の最初の総会の会期が開催される日まで効力を生じない。 4 2の宣言を行った締約国の任意拠出金は、委員会がその活動を実効的に計画することができるようになるため、少なくとも二年に一回定期的に支払う。その任意拠出金の額は、1の規定に拘束される場合に支払うべき分担金の額にできる限り近いものとすべきである。 5 当該年度及びその直前の暦年度についての分担金又は任意拠出金の支払が延滞している締約国は、委員会の構成国に選出される資格を有しない。ただし、この規定は、最初の選挙については適用しない。支払が延滞している締約国であつて、委員会の構成国であるものの任期は、第六条に規定する選挙の時に終了する。 第二十七条 基金への追加の任意拠出金前条に定めるもののほか、任意拠出金の提供を希望する締約国は、委員会がその活動を計画することができるよう、できる限り速やかに委員会に通知する。 第二十八条 国際的な募金運動 締約国は、基金の利益のためユネスコの主催の下に組織される国際的な募金運動に対して可能な範囲内で援助を与えるものとする。 Ⅶ 報告 第二十九条 締約国による報告 締約国は、委員会が定める様式及び周期を遵守し、この条約の実施のためにとられた立法措置、規制措置その他の措置に関する報告を委員会に提出する。
第三十条 委員会による報告 1 委員会は、その活動及び前条に規定する締約国による報告に基づいて、締約国会議に対し、その会期ごとに報告を提出する。 2 1の報告については、ユネスコの総会に通知する。 Ⅷ 経過規定 第三十一条 人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言との関係 1 委員会は、この条約の効力発生前に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言されたものを、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載する。 2 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表へのこれらのものの記載は、第十六条2の規定に従つて決定する将来の記載基準に何ら予断を与えないものではない。 3 この条約の効力発生後は、更なる宣言は行われない。 Ⅸ 最終規定 第三十二条 批准、受諾又は承認 1 この条約は、ユネスコの加盟国により、それぞれの自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。 2 批准書、受諾書又は承認書は、ユネスコ事務局長に寄託する。 第三十三条 加入 1 この条約は、ユネスコの総会が招請するすべてのユネスコの非加盟国による加入のために開放しておく。 2 この条約は、国際連合により完全な内政上の自治権を有していると認められているが、国際	第三十條 委員會による報告 1 委員會は、その活動及び前條に規定する締約國による報告に基づいて、締約國會議に対し、その會期ごとに報告を提出する。 2 1の報告については、ユネスコの總會に通知する。 Ⅶ 経過規定 第三十一條 人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言との關係 1 委員會は、この條約の効力発生前に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言されたものを、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載する。 2 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表へのこれらのものの記載は、第十六條2の規定に従つて決定する將來の記載基準に何ら予断を与えないものではない。 3 この條約の効力発生後は、更なる宣言は行われない。 Ⅸ 最終規定 第三十二條 批准、受諾又は承認 1 この條約は、ユネスコの加盟國により、それぞれの自國の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。 2 批准書、受諾書又は承認書は、ユネスコ事務局長に寄託する。 第三十三條 加入 1 この條約は、ユネスコの總會が招請するすべてのユネスコの非加盟國による加入のために開放しておく。 2 この條約は、國際連合により完全な内政上の自治權を有していると認められているが、國際
連合總會決議第千五百十四号(第十五回會期)に基づく完全な獨立を達成していない地域であつて、この條約により規律される事項に関する権限(これらの事項に関して條約を締結する権限を含む。)を有するものによる加入のために開放しておく。 3 加入書は、ユネスコ事務局長に寄託する。 第三十四條 効力発生 この條約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三箇月で、その寄託の日以前に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した國についてのみ効力を生ずる。この條約は、その他の國については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。 第三十五條 憲法上の連邦制又は非単一制 次の規定は、憲法上連邦制又は非単一制をとっている締約國について適用する。 (a) この條約の規定であつて、連邦又は中央の立法機關の立法權の下で実施されるものについては、連邦又は中央の政府の義務は、連邦制をとっていない締約國の義務と同一とする。 (b) この條約の規定であつて、邦、州又は県の權限の下で実施されるものであり、かつ、連邦の憲法制度によつて邦、州又は県が立法措置をとることを義務付けられていないものについては、連邦の政府は、これらの邦、州又は県の權限のある機關に対し、採択についての勧告を付してその規定を通報する。	第三十條 委員會による報告 1 委員會は、その活動及び前條に規定する締約國による報告に基づいて、締約國會議に対し、その會期ごとに報告を提出する。 2 1の報告については、ユネスコの總會に通知する。 Ⅶ 経過規定 第三十一條 人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言との關係 1 委員會は、この條約の効力発生前に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言されたものを、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載する。 2 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表へのこれらのものの記載は、第十六條2の規定に従つて決定する將來の記載基準に何ら予断を与えないものではない。 3 この條約の効力発生後は、更なる宣言は行われない。 Ⅸ 最終規定 第三十二條 批准、受諾又は承認 1 この條約は、ユネスコの加盟國により、それぞれの自國の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。 2 批准書、受諾書又は承認書は、ユネスコ事務局長に寄託する。 第三十三條 加入 1 この條約は、ユネスコの總會が招請するすべてのユネスコの非加盟國による加入のために開放しておく。 2 この條約は、國際連合により完全な内政上の自治權を有していると認められているが、國際

第三十六条 廃棄

1 締約国は、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、ユネスコ事務局長に寄託する文書により通告する。

3 廃棄は、廃棄書の受理の後十二箇月で効力を生ずる。廃棄は、脱退が効力を生ずる日まで、廃棄を行う国の財政上の義務に何ら影響を及ぼすものではない。

第三十七条 寄託

ユネスコ事務局長は、この条約の寄託者として、ユネスコの加盟国及び第三十三条に規定するユネスコの非加盟国並びに国際連合に対し、第三十二条及び第三十三条に規定するすべての批准書、受諾書、承認書及び加入書の寄託並びに前条に規定する廃棄を通報する。

第三十八条 改正

1 締約国は、事務局長にあてた書面による通報により、この条約の改正を提案することができる。同事務局長は、当該通報をすべての締約国に送付する。同事務局長は、当該通報の送付の日から六箇月以内に締約国の二分の一以上がその要請に好意的な回答を行った場合には、審議及び採択のため、次の総会の会期にこの提案を提出する。

2 改正案は、出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。

3 この条約の改正は、採択された後は、締約国に対し、批准、受諾、承認又は加入のために送付する。

4 改正は、批准し、受諾し、承認し又は加入した締約国に対してのみ、締約国の三分の二が3

の文書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。改正は、その後批准し、受諾し、承認し又は加入する各締約国については、当該締約国がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後三箇月で当該締約国に対して効力を生ずる。

5 3及び4に定める手続は、委員会の構成国の数に関する第五条の改正については、適用しない。これらの改正は、採択された際に効力を生ずる。

6 4の規定により改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国は、別段の意思を表明しない限り、次のようにみなされる。

(a) 改正された条約の締約国

(b) 改正によつて拘束されない締約国との関係においては、改正されていない条約の締約国

第三十九条 正文

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

第四十条 登録

この条約は、ユネスコ事務局長の要請により、国際連合憲章第二百二条の規定に従つて、国際連合事務局に登録する。

二千三年十一月三日にパリで、総会の第三十二回会期の議長及びユネスコ事務局長の署名を有する本書二通を作成した。これらの本書は、ユネスコに寄託するものとし、その認証謄本は、第三十二条及び第三十三条に規定するすべての国並びに国際連合に送付する。

以上は、ユネスコの総会が、パリで開催されて二千三年十月十七日に閉会を宣言されたその第三十二回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、下名は、二千三年十一月三日にこの条約に署名した。

総会議長

ミカエル・アビオラ・オメレワ

事務局長

松浦 晃一郎

無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

国際連合教育科学文化機関(以下「ユネスコ」という)は、昭和二十一年の設立以来、教育・科学・文化活動を通じて諸国間の協力を促進し国際平和に寄与することを目的として、その憲章上の任務の一つである文化財の保存に貢献してきた。

平成元年の第二十五回ユネスコ総会において、音楽、舞踊、儀式、慣習等の民間伝承を消滅の危機から保護するため、締約国に立法その他の措置をとることを求める「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告」を採択した。その後、生活形態や価値観の変化に伴い無形文化遺産が急速に失われつつある現状に鑑み、無形文化遺産を保護する国際的な法的枠組みの必要性が高まり、無形文化遺産の保護は人類にとって一般的な利益であるとの認識の下、平成十五

年の第三十二回ユネスコ総会で本条約が採択された。

本条約は、無形文化遺産を保護することを目的として、そのための国際的な協力及び援助の体制の確立、締約国がとるべき必要な措置等につき規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であつて、社会、集団及び場合によつては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいうこと。

2 ユネスコに無形文化遺産の保護のための政府間委員会(以下「委員会」という。)を設置すること。

3 締約国は、自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること並びに社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て種々の無形文化遺産を認定すること。

4 締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成すること。

5 委員会は、関係する締約国の提案に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表すること。

6 委員会は、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国の要請に基づいて当該一覧表にそのような遺産を記

載すること。

7 委員会は、締約国の提案に基づき、無形文化遺産を保護するための国家的、小地域的及び地域的な計画、事業及び活動を定期的に選定し並びに促進すること。

8 「無形文化遺産の保護のための基金」(以下「基金」という。)をユネスコの財政規則に基づく信託基金として設立し、同基金の資金は、締約国の分担金及び任意拠出金、締約国以外の国、機関及び個人からの拠出金等から成ること。

9 締約国は、締約国会議において決定される分担金(ユネスコに対する当該締約国の分担金の額のパーセントを超えないもの)又はこれに出来る限り近い額の任意拠出金を、少なくとも二年に一回、基金へ支払うこと。

10 締約国は、基金の利益のためユネスコの主催の下に組織される国際的な募金運動に対して可能な範囲内で援助を与えるものとする。

11 委員会は、この条約の効力発生前に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言されたものを、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載すること。

なお、本条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三箇月で、その寄託の日以前に当該批准書を寄託した国についてのみ効力を生じ、その他の国については、当該批准書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ

き、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、無形文化遺産の保護の分野における国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

外務委員長 米澤 隆

衆議院議長 河野 洋平殿

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

平成十六年三月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この条約は、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とし、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制及びたばこの規制に関する国際協力について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、主要なたばこ製品の生産国かつ消費国としてバランスのとれた真に実効的なたばこの規制

に寄与する上で有意義であると認められる。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

前文

この条約の締約国は、公衆の健康を保護する自国の権利を優先させることを決意し、

たばこによる害の広がりが公衆の健康に深刻な影響を及ぼす世界的な問題であること、また、この問題についてできる限り広範な国際協力を行うこと並びにすべての国が効果的な、適当な及び包括的な国際的対応に参加することが必要であることを認識し、

たばこの消費及びたばこの煙にさらされること、が世界的規模で健康、社会、経済及び環境に及ぼす破壊的な影響についての国際社会の懸念を考慮し、

世界的規模、特に開発途上国における紙巻たばこその他たばこ製品の消費及び生産が増大していること並びにこのことが家庭、貧困層及び各国の保健制度にとって負担となっていることを深く憂慮し、

たばこの消費及びたばこの煙にさらされること、が死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていること並びにたばこ製品の煙にさらされること及びたばこ製品を他の方法により使用することとたばこに関連する発病との間に時間的な隔たりがあることを認識し、

紙巻たばこ及びたばこを含む他の製品が依存を引き起こし及び維持するような高度の仕様となっていること、紙巻たばこを含む化合物の多くに及び紙巻たばこから生ずる煙に薬理活性、毒性、変異原性及び発がん性があること並びにたばこへの依存が主要な国際的な疾病の分類において一の疾患として別個に分類されていることを認識し、

出生前にたばこの煙にさらされることが児童の健康上及び発育上の条件に悪影響を及ぼすという明白な科学的証拠があることを認め、児童及び青少年による喫煙その他の形態のたばこの消費が世界的規模で増大していること、特に喫煙の一層の低年齢化を深く憂慮し、

年少の女子その他の女子による喫煙その他の形態のたばこの消費が世界的規模で増大していることを危険な事態として受け止め、並びに政策の決定及び実施のすべての段階における女子の十分な参加の必要性並びに性差に応じたたばこの規制のための戦略の必要性に留意し、

原住民による喫煙その他の形態のたばこの消費が高い水準にあることを深く憂慮し、たばこ製品の使用を奨励することを目的とするあらゆる形態の広告、販売促進及び後援の影響を深く憂慮し、

紙巻たばこその他たばこ製品のあらゆる形態の不法な取引(密輸、不法な製造及び偽造を含む。)をなくするため協力して行動することが必要であることを認識し、

すべての段階におけるたばこの規制、特に開発途上国及び移行経済国における規制が現在及び将来のたばこの規制のための活動の必要性に応じた十分な資金及び技術を必要とすることを認め、

たばこの需要を減少させる戦略の成功による長期的な社会的及び経済的影響に取り組みため適当な仕組みを設ける必要性を認識し、

開発途上国及び移行経済国においてたばこの規制のためのプログラムが中期的及び長期的に引き起こす可能性のある社会的及び経済的困難に留意し、並びにこれらの国が、持続可能な開発のために策定する自国の戦略との関連において技術援助及び資金援助を必要としていることを認識し、

多くの国がたばこの規制に関して有益な活動を行っていることを認識し、また、たばこの規制に関する措置の策定における世界保健機関の指導的役割並びに国際連合の諸機関並びに他の国際的及び地域的な政府間機関の努力を称賛し、

たばこ産業と関係を有しない非政府機関及び市民社会の他の構成員(保健関係の専門職能団体、女性の団体、青少年の団体、環境に関する団体及び消費者の団体並びに学術機関及び保健機関を含む)による国内の及び国際的なたばこの規制のための努力に対する特別の貢献並びに国内の及び国際的なたばこの規制のための努力において当該非政府機関及び当該構成員の参加が極めて重要であることを強調し、

たばこの規制のための努力を阻害し又は著しく損なうたばこ産業の活動に警戒する必要性並びにたばこの規制のための努力に悪影響を与えるたばこ産業の活動について知らされる必要性を認識し、

千九百六十六年十二月十六日に国際連合総会が採択した経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第十二条において、すべての者が到達可

能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することが規定されていることを想起し、世界保健機関憲章の前文において、到達し得る最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一であることが規定されていることを想起し、

最新の及び関連する科学、技術及び経済の分野における考察に基礎を置きたばこの規制のための措置をとることを促進することを決意し、

千九百七十九年十二月十八日に国際連合総会が採択した女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約において、同条約の締約国は保健の分野における女子に対する差別を撤廃するための適当な措置をとることが規定されていることを想起し、

さらに、千九百八十九年十一月二十日に国際連合総会が採択した児童の権利に関する条約において、同条約の締約国は児童が到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認めることが規定されていることを想起して、次のとおり協定した。

第一部 序

第一条 用語

この条約の適用上、

(a) 「不法な取引」とは、法令によって禁止されるあらゆる行為であつて、生産、輸送、受領、保有、流通、販売又は購入に関連するもの(このような活動を促進することを意図したあらゆる行為を含む)をいう。

(b) 「地域的な経済統合のための機関」とは、二以上の主権国家によって構成される機関で

あつて、その構成国から一定の事項に関する権限(当該事項に関し構成国を拘束する決定を行う権限を含む)の委譲を受けたものをいう。

注 適当な場合には、「各国」、「自国」又は「国内」とは、地域的な経済統合のための機関をいう。

(c) 「たばこの広告及び販売促進」とは、商業上行われるあらゆる形態による情報の伝達、奨励又は行動であつて、直接又は間接に、たばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進することを目的とし又はたばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進する効果を有し若しくは有するおそれのあるものをいう。

(d) 「たばこの規制」とは、供給、需要及び害を減少させるための一定の戦略であつて、たばこ製品の消費及びたばこの煙にさらされることをなくし又は減少させることにより人々の健康を改善することを目的とするものをいう。

(e) 「たばこ産業」とは、たばこ製造業者並びにたばこ製品の卸売業者及び輸入業者をいう。

(f) 「たばこ製品」とは、喫煙用、吸引用、かみ用又はかき用に供するために製造された製品であつて、全部又は一部が原材料としての葉たばこから成るものをいう。

(g) 「たばこの後援」とは、催し、活動又は個人へのあらゆる形態の貢献であつて、直接又は間接に、たばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進することを目的とし又はたばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進する効果を有し若しくは有するおそれのあるものをいう。

第二条 この条約と他の協定及び法的文書との関係

1 締約国は、人の健康を一層保護するため、この条約及び議定書によって求められる措置を超える措置を実施することが奨励され、また、これらのいかなる文書も、その規定と両立し、かつ、国際法に適合する一層厳しい条件を締約国が課することを妨げるものではない。

2 この条約及び議定書は、この条約及び議定書に関係する事項又は追加的な事項に関し、二国間又は多数国間の協定(地域的又は小地域的な協定を含む)を締結する締約国の権利にどのような影響も及ぼすものではない。ただし、そのような協定は、この条約及び議定書に基づく義務に抵触するものであつてはならない。関係締約国は、事務局を通じて、締約国会議に対しこれらの協定を通報する。

第二部 目的、基本原則及び一般的義務

第三条 目的

この条約及び議定書は、たばこの使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するたばこの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

第四条 基本原則

締約国は、この条約及び議定書の目的を達成し及びその規定を実施するため、特に次に掲げる原則を指針とする。

1 すべての者は、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることがもたらす健康への影響、習慣性及び死亡の脅威について知らされるべきであり、また、たばこの煙にさらされることからすべての者を保護するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置が考慮されるべきである。 2 多くの部門における包括的な措置及び協調した対応措置を自国において並びに地域的及び国際的に策定し及び支援するためには、次に掲げる事項を考慮した強い政治的な決意が必要である。 (a) たばこの煙にさらされることからすべての者を保護するための措置をとる必要性 (b) あらゆる形態のたばこ製品について、その使用の開始を防止し、その使用の中止を促進し及び支援し並びにその消費を減少させるための措置をとる必要性 (c) 原住民の個人及び社会のニーズ及び展望と社会的及び文化的に適合するたばこの規制のための計画の作成、実施及び評価に原住民の個人及び社会が参加することを促進するための措置をとる必要性 (d) たばこの規制のための戦略を策定するに当たり、性差に応じた危険性に対応するための措置をとる必要性 3 地域の文化並びに社会的、経済的、政治的及び法的な要因を考慮した、効果的なたばこの規制のためのプログラムを作成し及び実施するための国際的な協力、特に、技術及び知識の移転、資金援助並びに関連する専門知識の提供は、この条約の重要な一部である。 4 すべてのたばこ製品の消費を自国において並	びに地域的及び国際的に減少させるための多くの部門における包括的な措置及び対応は、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることにより疾病並びに早産による障害及び死亡が発生することを公衆衛生の原則に従って予防するため不可欠である。 5 締約国が自国の管轄内で決定する責任に関する事項は、包括的なたばこの規制の重要な一部である。 6 開発途上締約国及び移行経済締約国においてたばこの規制のためのプログラムの結果として生計に深刻な影響を受けるたばこの耕作者及び労働者の経済的な移行を援助するための技術援助及び資金援助の重要性については、持続可能な開発のために各国が策定する戦略との関連において認識し及び取り組むべきである。 7 市民社会の参加は、この条約及び議定書の目的の達成に不可欠である。	1 締約国は、この条約及び自国が締約国である議定書に従い、多くの部門における包括的な自国の戦略、計画及びプログラムであつてたばこの規制のためのものを策定し、実施し、並びに定期的に更新し及び検討する。 2 このため、締約国は、その能力に応じ、次のことを行う。 (a) たばこの規制のための国内における調整のための仕組み又は中央連絡先を確立し又は強化し、及びこれらに資金を供与すること。 (b) たばこの消費、ニコチンによる習慣性及びたばこの煙にさらされることを防止し及び減少させるための適当な政策を策定するに当たり、効果的な立法上、執行上、行政上又は他	の措置を採択し及び実施し、並びに、適当な場合には、他の締約国と協力すること。 3 締約国は、たばこの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する。 4 締約国は、この条約及び自国が締約国である議定書の実施のための措置、手続及び指針に関する提案を作成することに協力する。 5 締約国は、適当な場合には、この条約及び自国が締約国である議定書の目的を達成するため、権限のある国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体と協力する。 6 締約国は、利用することができる手段及び資源の範囲内で、二国間又は多数国間の資金調達のための制度を通じ、この条約の効果的な実施のための資金を調達することに協力する。	第三部 たばこの需要の減少に関する措置 第六条 たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置 1 締約国は、価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させることに關する効果的及び重要な手段であることを認識する。 2 各締約国は、課税政策を決定し及び確立する締約国の主権の権利を害されることなく、たばこの規制に関する自国の保健上の目的を考慮すべきであり、並びに、適当な場合には、措置を採択し又は維持すべきである。その措置には、次のことを含めることができる。 (a) たばこの消費の減少を目指す保健上の目的に寄与するため、たばこ製品に対する課税政
策及び適当な場合には価格政策を実施すること。 (b) 適当な場合には、免税のたばこ製品について一の国から他の国に移動する者に対する販売又は当該者による輸入を禁止し又は制限すること。 3 締約国は、第二十一条の規定に従い、締約国会議に対する定期的な報告においてたばこ製品の税率及びたばこの消費の動向を示す。 第七条 たばこの需要を減少させるための価格に関する措置以外の措置 締約国は、価格に関する措置以外の包括的な措置がたばこの消費を減少させることに關する効果的及び重要な手段であることを認識する。締約国は、次条から第十三条までの規定に基づく義務を履行するために必要とされる効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施し、また、適当な場合には、直接に又は権限のある国際団体を通じ、その実施のために相互に協力する。締約国会議は、これらの規定の実施のための適当な指針を提案する。 第八条 たばこの煙にさらされることからの保護 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることから保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並	1 締約国は、価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させることに關する効果的及び重要な手段であることを認識する。 2 各締約国は、課税政策を決定し及び確立する締約国の主権の権利を害されることなく、たばこの規制に関する自国の保健上の目的を考慮すべきであり、並びに、適当な場合には、措置を採択し又は維持すべきである。その措置には、次のことを含めることができる。 (a) たばこの消費の減少を目指す保健上の目的に寄与するため、たばこ製品に対する課税政	の措置を採択し及び実施し、並びに、適当な場合には、他の締約国と協力すること。 3 締約国は、たばこの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する。 4 締約国は、この条約及び自国が締約国である議定書の実施のための措置、手続及び指針に関する提案を作成することに協力する。 5 締約国は、適当な場合には、この条約及び自国が締約国である議定書の目的を達成するため、権限のある国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体と協力する。 6 締約国は、利用することができる手段及び資源の範囲内で、二国間又は多数国間の資金調達のための制度を通じ、この条約の効果的な実施のための資金を調達することに協力する。	第三部 たばこの需要の減少に関する措置 第六条 たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置 1 締約国は、価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させることに關する効果的及び重要な手段であることを認識する。 2 各締約国は、課税政策を決定し及び確立する締約国の主権の権利を害されることなく、たばこの規制に関する自国の保健上の目的を考慮すべきであり、並びに、適当な場合には、措置を採択し又は維持すべきである。その措置には、次のことを含めることができる。 (a) たばこの消費の減少を目指す保健上の目的に寄与するため、たばこ製品に対する課税政	の措置を採択し及び実施し、並びに、適当な場合には、他の締約国と協力すること。 3 締約国は、たばこの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する。 4 締約国は、この条約及び自国が締約国である議定書の実施のための措置、手続及び指針に関する提案を作成することに協力する。 5 締約国は、適当な場合には、この条約及び自国が締約国である議定書の目的を達成するため、権限のある国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体と協力する。 6 締約国は、利用することができる手段及び資源の範囲内で、二国間又は多数国間の資金調達のための制度を通じ、この条約の効果的な実施のための資金を調達することに協力する。

びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

第九条 たばこ製品の含有物に関する規制

締約国会議は、権限のある国際団体と協議の上、たばこ製品の含有物及び排出物の試験及び測定並びに当該含有物及び排出物の規制のための指針を提案する。締約国は、権限のある国内当局が承認した場合には、当該試験及び測定並びに当該規制のための効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。

第十条 たばこ製品についての情報の開示に関する規制

締約国は、国内法に従い、たばこ製品の製造業者及び輸入業者に対してたばこ製品の含有物及び排出物についての情報を政府当局へ開示するよう要求する効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。さらに、締約国は、たばこ製品及び当該たばこ製品から生ずる排出物の毒性を有する成分について情報を公衆に開示するための効果的な措置を採択し及び実施する。

第十一条 たばこ製品の包装及びラベル

1 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後三年以内に、その国内法に従い、次のことを確保するため、効果的な措置を採択し及び実施する。

- (a) たばこ製品の包装及びラベルについて、虚偽の、誤認させる若しくは詐欺的な手段又はたばこ製品の特性、健康への影響、危険若しくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段(特定のたばこ製品が他のたばこ製品より有害性が低いとの誤った印象を直接的又は間接的に生ずる用語、形容的表示、

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

商標、表象による表示その他の表示を含む。)を用いることによつてたばこ製品の販売を促進しないこと。これらの手段には、例えば、「ロー・タール」、「ライト」、「ウルトラ・ライト」又は「マイルド」の用語を含めることができる。

- (b) たばこ製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベルには、たばこの使用による有害な影響を記述する健康に関する警告を付するものとし、また、他の適当な情報を含めることができること。これらの警告及び情報は、
 - (i) 権限のある国内当局が承認する。
 - (ii) 複数のものを組合せを替えて表示する。
 - (iii) 大きなもの、明瞭なもの並びに視認及び判読の可能なものとする。
 - (iv) 主たる表示面の五十パーセント以上を占めるべきであり、主たる表示面の三十パーセントを下回るものであつてはならない。
 - (v) 写真若しくは絵によることができ、又は写真若しくは絵を含めることができる。

- 2 たばこ製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベルには、1(b)に規定する警告に加え、たばこ製品の関連のある含有物及び排出物であつて国内当局が定めるものについての情報を含める。

- 3 締約国は、1(b)及び2に規定する警告その他の文字による情報をたばこ製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベルに自国の主要な一又は複数の言語で記載することを要求する。

- 4 この条の規定の適用上、たばこ製品に関する「外側の包装及びラベル」とは、当該たばこ製品

の小売販売に使用されるあらゆる包装及びラベルをいう。

第十二条 教育、情報の伝達、訓練及び啓発

締約国は、適当な場合にはすべての利用可能な情報の伝達のための手段を用いて、たばこの規制に関連する問題についての啓発を促進し及び強化する。このため、締約国は、次のことを促進するための効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。

- (a) たばこの消費及びたばこの煙にさらされることによる健康に対する危険(習慣性を含む。)についての教育及び啓発のための効果的かつ包括的なプログラムへの広範な参加の機会の提供
- (b) たばこの消費及びたばこの煙にさらされることによる健康に対する危険並びに第十四条2の規定によりたばこの使用の中止及びたばこのない生活様式がもたらす利益についての啓発

- (c) たばこ産業に関する広範な情報であつてこの条約の目的に関連するものの自国の国内法に基づく公開
- (d) 保健に従事する者、地域社会のために働く者、社会福祉活動に従事する者、報道に従事する者、教育者、意思決定を行う者、行政官その他の関係者に対する、たばこの規制に関する効果的かつ適当な訓練又は啓発のためのプログラム
- (e) たばこの規制のための複数の部門にわたるプログラム及び戦略の策定及び実施におけるたばこ産業と関係を有しない公的な及び民間の団体並びに非政府機関の啓発及び参加

- (f) たばこの生産及び消費が健康、経済及び環境に及ぼす悪影響に関する情報についての啓発及びその情報の取得の機会の提供

第十三条 たばこの広告、販売促進及び後援

- 1 締約国は、広告、販売促進及び後援の包括的な禁止がたばこ製品の消費を減少させるであろうことを認識する。

- 2 締約国は、自国の憲法又は憲法上の原則に従い、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行う。この包括的な禁止には、自国が利用し得る法的環境及び技術的手段に従うことを条件として、自国の領域から行われる国境を越える広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を含める。この点に関し、締約国は、この条約が自国について効力を生じた後五年以内に、適当な立法上、執行上、行政上又は他の措置をとり、及び第二十一条の規定に従つて報告する。

- 3 自国の憲法又は憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況にない締約国は、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援に制限を課する。この制限には、自国が利用し得る法的環境及び技術的手段に従うことを条件として、自国の領域から行われる国境を越える効果を有する広告、販売促進及び後援の制限又は包括的な禁止を含める。この点に関し、締約国は、適当な立法上、執行上、行政上又は他の適当な措置をとり、及び第二十一条の規定に従つて報告する。

- 4 締約国は、憲法又は憲法上の原則に従い、少なくとも次のことを行う。
 - (a) 虚偽の、誤認させる若しくは詐欺的な手段

5 (f) 国際的な催し、活動又はそれらの参加者に対するたばこの後援を禁止し、又は自国の憲法若しくは憲法上の原則のために禁止する状況にない締約国の場合には、制限すること。 締約国は、4に規定する義務を超える措置を	又はたばこ製品の特性、健康への影響、危険若しくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段を用いることによってたばこ製品の販売を促進するあらゆる形態のたばこの広告、販売促進及び後援を禁止すること。 (b) あらゆるたばこの広告並びに適当な場合にはたばこの販売促進及び後援に当たり健康に関する警告若しくは情報又は他の適当な警告若しくは情報を付することを要求すること。 (c) 公衆によるたばこ製品の購入を奨励する直接又は間接の奨励措置の利用を制限すること。 (d) 包括的な禁止を行っていない場合には、まだ禁止されていない広告、販売促進及び後援へのたばこ産業による支出について関連する政府当局に対し開示することを要求すること。当該政府当局は、国内法に従い、当該支出の額を公衆に開示すること及び第二十一条の規定に従い締約国会議に開示することを決定することができる。 (e) ラジオ、テレビジョン、印刷媒体及び適当な場合には他の媒体(例えば、インターネット)におけるたばこの広告、販売促進及び後援について、五年以内に、包括的な禁止を行い、又は自国の憲法若しくは憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況にない締約国の場合には、制限すること。
(b) 適当な場合には保健に従事する者、地域社	実施することが奨励される。 6 締約国は、国境を越えて行われる広告の廃止を促進するために必要な技術及び他の手段の開発について協力する。 7 特定の形態のたばこの広告、販売促進及び後援を禁止している締約国は、自国の国内法に従い、自国の領域に入る当該形態の国境を越えるたばこの広告、販売促進及び後援を禁止する主権的権利並びに自国の領域における国内の広告、販売促進及び後援について適用する制裁と同等の制裁を科する主権的権利を有する。この7の規定は、いかなる制裁をも科することができ、これを認め又は承認するものではない。 8 締約国は、国境を越えて行われるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止のために国際的な協力が必要とする適当な措置を定める議定書の作成について検討する。 第十四条 たばこへの依存及びたばこの使用の中止についてのたばこの需要の減少に関する措置 1 締約国は、たばこの使用の中止及びたばこへの依存の適切な治療を促進するため、自国の事情及び優先事項を考慮に入れて科学的証拠及び最良の実例に基づく適当な、包括的及び総合的な指針を作成し及び普及させ、並びに効果的な措置をとる。 2 このため、締約国は、次のことを行うよう努める。 (a) 教育機関、保健施設、職場、スポーツのたばこの場所等において、たばこの使用の中止を促進することを目的とした効果的なプログラムを立案し及び実施すること。
2 各締約国は、締約国がたばこ製品の原産地を決定することを支援するため、また、締約国が流通を逸脱した地点を判断すること並びにたばこ製品の移動及び合法性を監視し、記録し及び管理することを国内法及び関連する二国間又は多数国間協定に従って支援するため、たばこ製品のすべての個装その他の包装及び外側の包装	会のために働く者及び社会福祉活動に従事する者の参加を得て、国内の保健及び教育のためのプログラム、計画及び戦略にたばこへの依存の診断及び治療並びにたばこの使用の中止に関するカウンセリング・サービスを含めること。 (c) 保健施設及びリハビリテーションのための施設において、たばこへの依存についての診断、カウンセリング、予防及び治療のためのプログラムを作成すること。 (d) 第二十一条の規定に基づき、たばこへの依存の治療(医薬品の使用を含む)の機会を提供し及びその治療の費用を妥当なものとすることを促進するため他の締約国と協力すること。そのような医薬品の製品及びこれを構成する物品には、適当な場合には、医薬品並びに医薬品の投与及び診断のために使用する物品を含めることができる。 第四部 たばこの供給の減少に関する措置 第十五条 たばこ製品の不法な取引 1 締約国は、たばこ製品のあらゆる形態の不法な取引(密輸、不法な製造及び偽造を含む)をなくすること並びに小地域的、地域的及び世界的な協定に加え関連する国内法を制定し及び実施することが、たばこの規制の不可欠な要素であることを認識する。
(c) すべての没収された製造用の設備並びに偽造される紙巻たばこ、密輸される紙巻たばこ	に表示が確保されるよう効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。さらに、締約国は、次のことを行う。 (a) 自国の国内市場において販売される小売用及び卸売用のたばこ製品の個装その他の包装について、「(国、地方、地域又は連邦の構成単位の名称を挿入)においてのみ販売可能」の表示を行うこと又は最終仕向地を示す他の効果的な表示若しくは当局が当該たばこ製品の国内市場における販売の合法性を判断することに役立つ他の効果的な表示を行うことを要求すること。 (b) 適当な場合には、流通の制度を一層保護し及び不法な取引の捜査を支援するような追跡のための実質的な制度を発展させることについて検討すること。 3 締約国は、2に規定する包装上の表示が、判読の可能な形態で又は自国の主要な一若しくは複数の言語によって行われるよう要求する。 4 締約国は、たばこ製品の不法な取引をなくするため、次のことを行う。 (a) 適当な場合には、国内法及び関連する適当な二国間又は多数国間協定に従い、たばこ製品の国境を越える取引(不法な取引を含む)について監視し及び資料を収集すること並びに税関当局、税務当局及び他の当局の間で情報を交換すること。 (b) たばこ製品(偽造される紙巻たばこ及び密輸される紙巻たばこを含む)の不法な取引を対象とする適当な制裁及び救済措置を伴う法令を制定し又は強化すること。

たはこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

及び他のたばこ製品が、実行可能な場合には環境を害しない方法を用いて破壊されること又は国内法に従い処分されることを確保するため、適当な措置をとること。 (d) 自国の管轄内で課税を免除されて保管され又は流通するたばこ製品の保管及び流通を監視し、記録し及び管理するための措置を採択し及び実施すること。 (e) 適当な場合には、たばこ製品の不法な取引により生じた収益の没収を可能とするための措置を採択すること。 5 締約国は、適当な場合には、第二十一条の規定に従い、締約国会議への自国の定期的な報告に4(a)及び(d)の規定に従って収集された情報を全体をまとめた形式で含める。 6 締約国は、たばこ製品の不法な取引をなくするため、適当な場合には、国内法に従い、国内の機関並びに関連する地域的及び国際的な政府間機関の間で捜査、訴追及び司法手続に関連する協力を促進する。たばこ製品の不法な取引と戦うため、地域及び小地域の段階における協力に重点を置く。 7 締約国は、不法な取引を防止することを目的としてたばこ製品の生産及び流通を管理し又は規制するため、更にとるべき措置(適当な場合には、許可制度を含む。)を採択し及び実施するよう努める。 第十六条 未成年者への及び未成年者による販売 1 締約国は、国内法によって定める年齢又は十八歳未満の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上又は他の措置を採択し	及び実施する。これらの措置には、次のことを含めることができる。 (a) たばこ製品のすべての販売者が未成年者に対するたばこの販売の禁止について明確な、かつ、目につきやすい表示を販売所の中に掲げること及び疑義のある場合にはたばこの購入者に対し成年に達していることを示す適当な証拠の提示を求めることを要求すること。 (b) 店の棚への陳列等たばこ製品に直接触れることのできるあらゆる方法によるたばこ製品の販売を禁止すること。 (c) 未成年者の興味をひくたばこ製品の形をした菓子、がん具その他の物の製造及び販売を禁止すること。 (d) 自国の管轄の下にあるたばこの自動販売機が未成年者によって利用されないこと及びそのような自動販売機によって未成年者に対するたばこ製品の販売が促進されないことを確保すること。 2 締約国は、公衆、特に未成年者へのたばこ製品の無償の配布を禁止し又はその禁止を促進する。 3 締約国は、紙巻たばこの一本ずつの販売又は未成年者にとつたたばこ製品の入手の可能性を増加させるような小型の個装による販売を禁止するよう努める。 4 締約国は、未成年者へのたばこ製品の販売を防止するための措置が、その効果を高めることを目的として、適当な場合には、この条約の他の規定と併せて実施されるべきであることを認識する。 5 締約国は、この条約に署名し、これを批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入する時	に又はその後いつでも、拘束力のある書面による宣言を行うことにより、自国の管轄内におけるたばこの自動販売機の導入の禁止又は適当な場合にはたばこの自動販売機の全面的な禁止を約束することを明らかにすることができ。寄託者は、この5の規定に従って行われた宣言をこの条約のすべての締約国に送付する。 6 締約国は、1から5までに規定する義務の履行を確保するため、効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置(販売業者及び流通業者に對する制裁を含む。)を採択し及び実施する。 7 締約国は、適当な場合には、国内法によって定める年齢又は十八歳未満の者によるたばこ製品の販売を禁止する効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施すべきである。 第十七条 経済的に実行可能な代替の活動に対する支援の提供 締約国は、相互に並びに権限のある国際的及び地域的な政府間機関と協力して、適当な場合には、たばこの労働者及び耕作者並びに場合に依る個々の販売業者のために経済的に実行可能な代替の活動を促進する。 第五部 環境の保護 第十八条 環境及び人の健康の保護 締約国は、この条約に基づく自国の義務を履行するに当たり、自国の領域内におけるたばこの栽培及びたばこの製造との関係において環境の保護及び環境に関連する人の健康の保護に對し妥当な考慮を払うことに同意する。 第六部 責任に関する問題 第十九条 責任 1 締約国は、たばこの規制のため、必要な場合には、刑事上及び民事上の責任(適当な場合には、賠償を含む。)に對応するための立法上の措置をとること又は自国の既存の法律の適用を促進することを検討する。 2 締約国は、第二十一条の規定に従い、締約国会議を通じて次のものを含む情報を交換するに当たり、相互に協力する。 (a) たばこ製品の消費及びたばこの煙にさらされること及び健康への影響に関する情報であつて次条3(a)の規定に基づくもの (b) 施行されている法令及び規則並びに関連する司法上の決定に関する情報 3 締約国は、適当な場合及び相互に合意した場合には、自国の法令、政策及び法律上の慣行並びに適用のある既存の条約による取決めの範囲内で、この条約に適合する民事上及び刑事上の責任に関する訴訟手続について相互に援助を与える。 4 この条約は、他の締約国の裁判所において当事者となる権利が存在する場合には、当該権利に及ぼす影響も及ぼすものではなく又は制限も課するものではない。 5 締約国会議は、可能な場合には、早い段階で、関連する国際的な場において行われている作業を考慮して、責任に関する問題(これらの問題への適当な国際的な取組方法及びこの条の規定に基づく締約国の立法その他の活動においてその要請に応じて当該締約国を支援する適当な手段を含む。)について検討することができ	第七部 科学的及び技術的協力並びに情報の送付 第二十条 研究、監視及び情報の交換 1 締約国は、たばこの規制の分野において、国
--	--	--	--

- の研究を進展させ及び促進すること並びに地域的及び国際的に研究プログラムを調整することを約束する。このため、締約国は、次のことを行う。
- (a) 直接に又は権限のある国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体を通じ、研究及び科学的評価の実施を開始し及びこれに協力すること。また、これらのことを行うに当たり、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることの決定要因及び影響に対処する研究並びに代替作物を特定するための研究を促進し及び奨励すること。
- (b) 権限のある国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体の支援を得て、たばこの規制のための活動(研究、実施及び評価を含む。)に従事するすべての者に対する訓練及び支援を促進し及び強化すること。
- 2 締約国は、適当な場合には、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることの規模、形態、決定要因及び影響に関する国、地域及び世界的規模の監視のためのプログラムを作成する。このため、締約国は、適当な場合には、地域的及び国際的にデータを比較し、かつ、分析することができるようになるため、たばこの監視プログラムを国、地域及び世界的規模の保健監視プログラムに統合すべきである。
- 3 締約国は、国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体からの資金援助及び技術援助の重要性を認識する。締約国は、次のことを行うよう努める。
- (a) たばこの消費並びに関連する社会的な、経済的な及び保健に関する指標についての疫学的な監視のための国内制度を漸進的に確立すること。
- (b) 地域的な及び世界的規模のたばこの監視並びに(a)に規定する指標に関する情報の交換に当たり、権限のある国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体(政府機関及び非政府機関を含む。)と協力すること。
- (c) たばこに関連する監視データの収集、分析及び提供について定める一般的な指針又は手続を作成するに当たり、世界保健機関と協力すること。
- 4 締約国は、国内法に従い、この条約に関連する科学的、技術的、社会経済的、商業的及び法的な情報並びにたばこ産業及びたばこの栽培の業務に関する情報であつて公に入手可能なものの交換を促進し及び容易にする。これらのことを行うに当たり、締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国の特別のニーズを考慮し並びにこれに対処する。締約国は、次のことを行うよう努める。
- (a) たばこの規制に関する法令並びに適当な場合にはその執行及び関連する司法上の決定に係る情報に関する最新のデータベースを漸進的に確立し及び維持し、並びに地域的及び世界的なたばこの規制のためのプログラムの作成について協力すること。
- (b) 3(a)の規定に従い、国内の監視プログラムからのデータを漸進的に更新し及び維持すること。
- (c) たばこの生産及びたばこの製造並びにこの条約又は国内のたばこの規制のための活動に影響を与えるたばこ産業の活動に関する情報を定期的に収集し及び提供するための世界的な制度を漸進的に確立し及び維持するため、
- 5 権限のある国際機関と協力すること。
- 締約国は、自国が構成国となっている地域的及び国際的な政府間機関並びに資金供与機関及び開発機関において、開発途上締約国及び移行経済締約国が研究、監視及び情報の交換についての義務を履行することを支援するために技術上及び資金上の資源を事務局に提供することを促進し及び奨励するため、協力すべきである。
- 第二十一条 報告及び情報の交換
- 1 締約国は、事務局を通じ、この条約の実施について定期的な報告を締約国会議に提出する。その報告には、次の情報を含めるべきである。
- (a) この条約を実施するためにとられた立法上、執行上、行政上又は他の措置に関する情報
- (b) 適当な場合には、この条約の実施に当たり直面した制約又は障害に関する情報及びこれらの障害を克服するためにとられた措置に関する情報
- (c) 適当な場合には、たばこの規制のための活動のために提供し又は受領した資金援助及び技術援助に関する情報
- (d) 前条に規定する監視及び研究に関する情報
- (e) 第六条3、第十三条2、第十三条3、第十三条4(d)、第十五条5及び第十九条2に規定する情報
- 2 すべての締約国による報告の頻度及び形式は、締約国会議が決定する。締約国は、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に、最初の報告を行う。
- 3 締約国会議は、次条及び第二十六条の規定に従い、開発途上締約国又は移行経済締約国がこの条に規定する義務を履行するに当たりその要請に応じて当該締約国を支援するための措置について検討する。
- 4 この条約に基づく報告及び情報の交換は、秘密及び私生活に関する国内法に従う。締約国は、相互の合意により、交換されるいかなる秘密情報も保護する。
- 第二十二条 科学的、技術的及び法的な分野における協力並びに関連する専門知識の提供
- 1 締約国は、直接に又は権限のある国際団体を通じ、開発途上締約国及び移行経済締約国のニーズを考慮し、この条約から生ずる義務を履行する能力を強化するために協力する。この協力は、国内のたばこの規制のための戦略、計画及びプログラムを策定し及び強化するため、相互の合意により、特に次のことを目的として技術的、科学的及び法的な専門知識並びに技術の移転を促進する。
- (a) たばこの規制に関する技術、知識、技能、能力及び専門知識の開発、移転及び取得を容易にすること。
- (b) 特に次のことを通じてこの条約を実施することを目的として、国内のたばこの規制のための戦略、計画及びプログラムを策定し及び強化するための技術的、科学的、法的な及び他の専門知識を提供すること。
- (i) 要請に応じて、強固な立法上の基礎の整備及び技術的なプログラム(たばこの使用の開始の防止、たばこの使用の中止の促進及びたばこの煙にさらされることからの保護に関するものを含む。)の作成について援助すること。
- (ii) 適当な場合には、経済的に実行可能な方

法により経済的かつ法的に実行可能な代替の適当な生計手段を開発することについてたばこの労働者を援助すること。

(iii) 適当な場合には、経済的に実行可能な方法により農作物を代替作物へ転換することについてたばこの耕作者を援助すること。

(c) 第十二条の規定に従い、適当な要員に対する適当な訓練又は啓発のためのプログラムを支援すること。

(d) 適当な場合には、たばこの規制のための戦略、計画及びプログラムのために必要な資材、機器及び物品並びに事務的な支援を提供すること。

(e) たばこの規制のための方法(ニコチンによる習慣性を包括的に治療する方法を含む)を特定すること。

(f) 適当な場合には、ニコチンによる習慣性を包括的に治療するための費用を一層妥当なものとする研究を促進すること。

2 締約国会議は、第二十六条の規定に従って確保される資金上の支援によって技術的、科学的及び法的な専門知識並びに技術の移転を促進し及び容易にする。

第八部 制度的な措置及び資金

第二十三条 締約国会議

1 この条約により、締約国会議を設置する。締約国会議の第一回会合は、この条約の効力発生の後一年以内に世界保健機関が招集する。その後の通常会合の場所及び時期は、締約国会議の第一回会合において決定する。

2 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請

を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

3 締約国会議は、第一回会合においてコンセンサス方式により手続規則を採択する。

4 締約国会議は、コンセンサス方式により、同会議のための財政規則及び同会議が設置する補助機関の予算を規律する財政規則並びに事務局の任務の遂行を規律する財政規定を採択する。締約国会議は、通常会合において、次の通常会合までの会計期間の予算を採択する。

5 締約国会議は、この条約の実施状況を定期的な検討し及びこの条約の効果的な実施の促進のため必要な決定を行い、並びに第二十八条、第二十九条及び第三十三条の規定に従い、この条約の議定書、附属書及び改正を採択することができる。このため、締約国会議は、次のことを行う。

(a) 第二十条及び第二十一条に規定する情報の交換を促進し及び容易にすること。

(b) 第二十条に規定する研究及びデータの収集に加え、この条約の実施に関連する研究及びデータの収集のための比較可能な方法の開発及び定期的な改善を促進し及び指導すること。

(c) 適当な場合には、戦略、計画及びプログラム並びに政策、法令及び他の措置の策定、実施及び評価を促進すること。

(d) 第二十一条の規定に従って締約国が提出した報告を検討し、及びこの条約の実施状況に関する定期的な報告を採択すること。

(e) 第二十六条の規定に従い、この条約の実施のための資金の調達を促進し及び容易にする

こと。

(f) この条約の目的の達成のために必要な補助機関を設置すること。

(g) 適当な場合には、この条約の実施を強化するための手段として、権限があり、かつ、関連する国際連合の諸機関、他の国際的及び地域的な政府間機関並びに非政府機関及び非政府団体による役割、協力及び情報の提供を要請すること。

(h) 適当な場合には、この条約の実施において得られた経験に照らして、この条約の目的の達成のため、その他の措置について検討すること。

6 締約国会議は、その審議へのオブザーバーの参加のための基準を定める。

第二十四条 事務局

1 締約国会議は、常設の事務局を指定し、及びその任務の遂行のための措置をとる。締約国会議は、第一回会合においてこれらのことを行うよう努める。

2 この条約に基づく事務局の任務は、常設の事務局が指定され及び設置されるまでは、世界保健機関が遂行する。

3 事務局は、次の任務を遂行する。

(a) 締約国会議及び補助機関の会合を準備すること並びに必要に応じてこれらの会合に役務を提供すること。

(b) この条約に従って事務局が受領した報告を送付すること。

(c) 締約国(特に、開発途上締約国及び移行経済締約国)がこの条約に従って情報を取りまとめ及び送付するに当たり、その要請に応じて当該締約国に対する支援を提供すること。

(d) 締約国会議の指導の下にこの条約に基づく事務局の活動に関する報告を作成し、及びこれを締約国会議に提出すること。

(e) 締約国会議の指導の下に、権限のある国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体との必要な調整を行うこと。

(f) 締約国会議の指導の下に、事務局の任務の効果的な遂行のために必要な管理上又は契約上の措置をとること。

(g) その他この条約及び議定書に定める事務局の任務並びに締約国会議が決定する任務を遂行すること。

第二十五条 締約国会議と政府間機関との関係

締約国会議は、この条約の目的を達成するための技術上及び資金上の協力を提供するため、資金供与機関及び開発機関を含む権限のある国際的及び地域的な政府間機関の協力を要請することができる。

第二十六条 資金

1 締約国は、この条約の目的を達成するために資金が重要な役割を果たすことを認識する。

2 締約国は、自国の計画、優先度及びプログラムに従い、この条約の目的を達成するための国内の活動に関して資金上の支援を提供する。

3 締約国は、適当な場合には、開発途上締約国及び移行経済締約国が多くある部門における包括的なたばこの規制のためのプログラムを作成し及び強化するため、二国間、地域、小地域及び他の多数国間の資金の提供のための経路の利用を促進する。また、たばこの生産に代替する経済的に実行可能な活動(作物の多様化を含む)については、持続可能な開発のために各国が策

定する戦略との関連において対処し及び支援すべきである。

4 関連する地域的及び国際的な政府間機関並びに資金供与機関及び開発機関に代表を派遣する締約国は、これらの機関における参加の権利を制限することなく、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を果たすことを支援するための資金援助をこれらの機関が提供するように奨励する。

5 締約国は、次のことに同意する。

(a) 締約国がこの条約に基づく義務を果たすことを支援するため、すべての関連する潜在的な及び既存の資金上、技術上又は他の資源であつてたばこの規制のための活動に利用可能なもの(公的なものであるか民間のものであるかを問わない)は、すべての締約国、特に、開発途上締約国及び移行経済締約国のために調達され及び利用されるべきであること。

(b) 事務局は、開発途上締約国及び移行経済締約国に対し、その要請に応じて、この条約に基づく義務の履行を容易にするため利用可能な資金源について助言すること。

(c) 締約国会議は、第一回会合において、事務局が行った研究及び他の関連する情報に基づき既存の及び潜在的な援助の提供元及び制度を検討し、並びにその妥当性について検討すること。

(d) 締約国会議は、必要な場合には、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約の目的を達成することを援助するためにこれらの締約国に対して追加的な資金を提供することを目的として、既存の制度を強化し又は任意の

世界的な基金若しくは他の適当な資金供与の制度を設立する必要性を決定するに当たり、(c)に規定する検討の結果を考慮すること。

第九部 紛争の解決

第二十七条 紛争の解決

1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、外交上の経路を通じ、交渉又は当該紛争当事国が選択するその他の平和的手段(あつせん、仲介又は調停を含む)による紛争の解決に努める。あつせん、仲介又は調停によつて合意に達することができなかつた場合においても、紛争当事国は、紛争を解決するため引き続き努力する責任を免れない。

2 国又は地域的な経済統合のための機関は、1の規定によつて解決することができなかつた紛争について、締約国会議がコンセンサス方式によつて採択する手続による特別の仲裁裁判を義務的なものとして受け入れる旨をこの条約の批准、受諾、承認、正式確認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面によつて宣言することができる。

3 この条の規定は、議定書の締約国の間で当該議定書について準用する。ただし、当該議定書に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第十部 条約の発展

第二十八条 この条約の改正

1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。当該改正は、締約国会議が検討する。

2 この条約の改正は、締約国会議が採択する。この条約の改正案は、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、また、改正案をこの条約の

署名国及び参考のために寄託者に通報する。

3 締約国は、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で採択する。この条の規定の適用上、出席しかつ投票する締約国とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。採択された改正は、事務局が寄託者に通報するものとし、寄託者がすべての締約国に対し受諾のために送付する。

4 改正の受諾書は、寄託者に寄託する。3の規定に従つて採択された改正は、この条約の締約国の少なくとも三分の二の受諾書を寄託者が受領した日の後九十日目の日に、当該改正を受諾した締約国について効力を生ずる。

5 改正は、他の締約国が当該改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

第二十九条 この条約の附属書の採択及び改正

第三十条 議定書

1 この条約の附属書及びその改正は、前条に規定する手続に従い、提案し、採択し及び効力を生ずる。

2 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、この条約というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。

3 附属書は、手続的、科学的、技術的又は事務的な事項に関する表、書式その他説明的な文書に限定される。

第十一部 最終規定

第三十条 留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第三十一条 脱退

1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から二年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定される日に効力を生ずる。

3 この条約から脱退する締約国は、自国が締約国である議定書からも脱退したものとみなす。

第三十二条 投票権

1 この条約の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。

2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を投ずる権利を行使する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合に、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第三十三条 議定書

1 締約国は、議定書を提案することができる。当該提案は、締約国会議が検討する。

2 締約国会議は、この条約の議定書を採択することができる。議定書の採択に当たつては、コンセンサスに達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、議定書は、最後

の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で採択する。この条の規定の適用上、出席しかつ投票する締約国とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。

3 議定書案は、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。

4 この条約の締約国のみが、議定書の締約国となることができる。

5 この条約の議定書は、当該議定書の締約国のみを拘束する。議定書の締約国のみが、当該議定書に専ら関連する事項について決定を行うことができる。

6 議定書の効力発生の要件は、当該議定書に定める。

第三十四条 署名

この条約は、二千三年六月十六日から同年六月二十二日まではジュネーブにある世界保健機関本部において、同年六月三十日から二十四年六月二十九日までニューヨークにある国際連合本部において、世界保健機関の加盟国、同機関の加盟国でない国であつて国際連合の加盟国であるもの及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第三十五条 批准、受諾、承認、正式確認又は加入

1 国は、この条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入するものとし、地域的な経済統合のための機関は、この条約を正式に確認し又はこれに加入する。この条約は、この条約の署名のための期間の終了の日の後は、加入のために開放しておく。批准書、受諾書、承認

書、正式確認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

2 この条約の締約国となる地域的な経済統合のための機関であつてそのいずれの構成国も締約国となつていないものは、この条約に基づくすべての義務を負う。地域的な経済統合のための機関及びその一又は二以上の構成国がこの条約の締約国である場合には、当該地域的な経済統合のための機関及びその構成国は、この条約に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該地域的な経済統合のための機関及びその構成国は、この条約に基づく権利を同時に行使することができない。

3 地域的な経済統合のための機関は、この条約の規律する事項に関するその権限の範囲をこの条約の正式確認の關係文書又は加入書において宣言する。当該地域的な経済統合のための機関は、また、その権限の範囲の實質的な変更を寄託者に通報するものとし、寄託者は、これを締約国に通報する。

第三十六条 効力発生

1 この条約は、四十番目の批准書、受諾書、承認書、正式確認書又は加入書が寄託者に寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、1に規定する効力発生のための要件を満たした後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、当該国による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

3 この条約は、1に規定する効力発生のための要件を満たした後に正式確認書又は加入書を寄託する地域的な経済統合のための機関について

は、当該地域的な経済統合のための機関による正式確認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

4 地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、この条の規定の適用上、当該地域的な経済統合のための機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。

第三十七条 寄託者

国際連合事務総長は、この条約並びに第二十八条、第二十九条及び第三十三条の規定に従つて採択されるこの条約の改正、議定書及び附属書の寄託者とする。

第三十八条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千三年五月二十一日にジュネーブで作成した。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本案の目的及び要旨

世界保健機関(WHO)は、喫煙による健康被害の拡大を憂慮して、その加盟国に対し総合的なたばこ対策の実施を呼びかける世界保健総会決議を昭和四十五年以来累次採択してきたが、たばこ製品に関する広告、たばこ製品の密輸入等、たばこ及び健康に関連する国境を越えた問

題の解決のためには、各国が共通した対策をとつて対応することが必要であるとして、平成八年、世界保健総会は、WHO憲章第十九条の規定に基づき、たばこの規制に関する枠組条約の作成の適否の検討をWHO事務局長に要請した。さらに、平成十一年の世界保健総会は、この条約を平成十五年の世界保健総会までに採択することを目標として、条約の起草及び交渉のための政府間交渉会議を設立することを決定した。

政府間交渉会議は、平成十二年十月に開始され、平成十五年二月の第六回交渉会議において、条約の案文についての実質的な合意が成立した後、同年五月二十一日の世界保健総会において、本条約がコンセンサスで採択された。

本条約は、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制及びたばこの規制に関する国際協力について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、屋内の職場等におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な措置を国内法によつて決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進すること。

2 締約国は、たばこ製品の包装及びラベルについて、虚偽の、誤認させる若しくは詐欺的な手段又はたばこ製品の特性、健康への影響、危険若しくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段を用いることによつてたばこ製品の販売を促進せず、たばこの使用による有害な影響を記述する健康に関する警告等は、たばこ製品の個装等の主たる

表示面の三十パーセントを下回るものであつてはならないこと。

3 締約国は、自国の憲法又は憲法上の原則に従い、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行い、自国の憲法又は憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況にない締約国は、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援に制限を課すること。

4 各締約国は、締約国がたばこ製品の出産地を決定することを支援するため、また、締約国が流通を逸脱した地点を判断すること並びにたばこ製品の移動及び合法性を監視し、記録し及び管理することを国内法及び関連する二国間又は多数国間協定に従つて支援するため、たばこ製品のすべての個装等に表示が確保されるよう効果的な措置を採択し及び実施し、さらに、自国の国内市場において販売される小売用及び卸売用のたばこ製品の個装等について、最終仕向地を示す効果的な表示等を行うことを要求すること。

5 締約国は、国内法によつて定める年齢又は十八歳未満の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、効果的な措置を採択し及び実施すること。

6 この条約により、締約国会議を設置し、締約国は、事務局を通じ、この条約の実施について定期的な報告を締約国会議に提出すること。

なお、本条約は、四十番目の批准書、受諾書、承認書、正式確認書又は加入書が寄託者に寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本

国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、主要なたばこ製品の生産国かつ消費国としてバランスのとれた真に実効的なたばこの規制に寄与するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十六年四月二十一日

外務委員長 米澤 隆

衆議院議長 河野 洋平殿

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律

農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「農地面積」の下に「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたものの区域内の農地面積(生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。を除外)を加える。

第六条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事項

二 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項

第六条第二項第三号を削り、同項第四号中「農業技術の改良、農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進」を「法人化その他」に改め、「及び農民生活の改善」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「事項についてのけいもう及び宣伝を情報提供」に改め、同号を同項第五号とする。

第七条第一項中「十人から四十人までの間で」を「四十人を超えない範囲内で」に改める。

第十二条第一号中「及び農業共済組合が組合」とに「を」、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれに改め、「経営管理委員」の下に「又は組合員」を加え、同条第二号中「五人」を「四人」条例でこれより少ない人数を定めている場合にあっては、その人数」に改める。

第十四条第一項中「全員の」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において選挙区があるときは、所属の選挙区における農業委員会の委員の選挙権を有する者の二分の一以上の同意を得て、当該選挙区に属する選挙された農業委員会の委員の解任のみを請求することができる。

第十四条第四項中「これらの」を「その請求に係る」に、「一般選挙」を「選挙」に改め、同項ただし書中「選挙による委員の全員」を「当該選挙による委員」に改める。

第十五条第三項中「及び第十九条の規定による解散」を削り、同条第五項中「経営管理委員」の下に「又は組合員」を加える。

第十七条中「議会から」の下に「農林水産省令で定めるところにより」を加える。

第十九条第一項中「農業委員会」の下に「(選挙による委員の定数が二十一人以上であるものに限る。を加え、農地部会を置く」を「農林水産省令で定めるところにより一又は二以上の農地部会を置くことができる」に改め、同条第三項中「(基本的な方針の決定を除く。から第六号」を「から第五号」に改め、同条第十項を削る。

第四十条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「啓もう及び宣伝を情報提供」に改め、同項第五号中「協力する」を「対し助言その他の協力を行う」に改める。

第四十一条第二項第三号中「都道府県農業共済組合連合会」の下に「又は農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第五十三条の二第四項に規定する特定組合に該当する農業共済組合」を加える。

第五十九条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「啓もう及び宣伝を情報提供」に改め、同条第五号中「外」を「ほか」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農業委員会の委員に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の農業委員会等に関する法律(次項において「新法」という。)第七条第一項の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される一般選挙により選挙される委員の定数について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された一般選挙

により選挙される委員の定数については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現在に在任しているこの法律による改正前の農業委員会等に関する法律第十二条第二号の委員は、新法第十二条第二号の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお在任するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)
第五条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号。次条において「合併特例法」という。)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「超えす十を下らない」を「超えない」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の合併特例法第八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後合併特例法第八条第四項において準用する合併特例法第六条第八項の規定による告示(以下この条において「告示」という。)がなされる合併市町村(合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下この条において同じ。)の農業委員会の選挙による委員の定数について適用し、この法律の施行の日の前日までに告示がなされた合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数については、なお従前の例による。

理 由

農業委員会の設置に係る市町村の自主性を高めるとともに、その効率的な業務運営を確保するため、農業委員会を置かないことができる市町村に係る農地面積の算定方法を見直すほか、選挙による委員の下限定数を条例に委任する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、農業委員会の設置に係る市町村の自主性を高めるとともに、その効率的な業務運営を確保するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農業委員会の必置基準面積の算定方法の見直し

農業委員会を置かないことができる市町村に係る農地面積の算定方法について、生産緑地地区以外の市街化区域内の農地面積を算定対象から除外するものとする。

2 農業委員会の活動の重点化

農業委員会が法令業務以外で行う業務について、農地に関する業務及び農業経営の合理化に関する業務等に重点化を図ること。

3 選挙委員の下限定数の条例への委任

選挙による委員の下限定数を廃止し、市町村の条例に委任するものとする。

4 選任委員の選出方法の見直し

(一) 選任による委員のうち団体の推薦に係る委員について、その推薦主体に土地改良区を追加するとともに、団体の組合員も委員

として推薦することができるものとする。

(二) 選任による委員のうち議会の推薦に係る委員の定数の上限を五人から四人に引き下げる。

5 選挙委員の解任方法の見直し

選挙による委員のうち特定の者を対象にその解任を請求することができるものとする。

6 農業委員会の部会設置の弾力化

(一) 選挙による委員の定数が二十人以上である農業委員会においては、農地部会を任意で設置することができるものと、複数の農地部会を設置することができるものとする。

(二) 農業委員会は、選挙による委員の定数に関わらず農地部会以外の部会を設置することができるものとする。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、農業委員会の設置に係る市町村の自主性を高めるとともに、その効率的な業務運営を確保するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年四月二十一日

農林水産委員長 高木 義明

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、担い手・農地施策の推進主体である農業委員会が、その機能を一層効果的・効率的に発揮することができるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 農地制度に関する業務の執行の全国的な統一性、公平性、客観性を確保するとともに、国際化の進展に対応し得る力強い農業経営の確立に向けた構造政策を加速するため、今後とも、独立した行政委員会としての農業委員会の必置規制を堅持すること。

二 農業委員会の必置基準面積の見直しに当たっては、優良農地の確保と有効利用並びに構造政策における農業委員会の役割、法令業務の実態、市町村合併の進捗状況等を十分に勘案し、適正に決定すること。

三 女性・青年農業者、意欲ある担い手及び法人経営者等が地域農業の持続的発展に果たす役割の重要性にかんがみ、それらの農業委員への積極的な登用に向け環境整備に取り組むこと。

四 市町村合併の進展に伴う農業委員の活動の広域化等に対処するため、農業委員の活動を支える協力体制の整備を図ること。また、現場段階での総合的な農政推進の体制づくりに向け、市町村、農協、普及センター、土地改良区等の農政推進機関との役割分担を明確にしつつ、連携を一層強化すること。

五 農業委員会交付金については、交付金が法令業務の厳正かつ適切な執行に果たしてきた役割を十分踏まえ、農業委員会の業務が効果的・効率的に実施されるよう、その在り方を検討すること。

六 新たな食料・農業・農村基本計画の策定作業における担い手・農地制度の見直しに当たっては、農業委員会が構造政策の推進に果たす役割を踏まえ、望ましい農業構造・土地利用の実現、意欲ある担い手の確保を旨として、検討を進めること。
右決議する。

農業改良助長法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十六年二月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

農業改良助長法の一部を改正する法律

農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十四条第一項第二号」を「第七条第一項第二号」に改める。

第四条中「第十四条の二第四項」を「第八条第三項」に、「第十一条第一項」を「次条第一項」に改める。

第五条から第十条までを削る。

第十一条第三項中「添付書類」を「添付書類」に改め、同条を第五条とする。

第十二条を削る。

第十三条を第六条とする。

第十四条第一項第一号中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改め、同項第二号中「専門技術員又は改良普及員が次条第二項、第三項又は第五項の」を「普及指導員が次条第二項各号に掲げる」に改め、同項第三号中「地域農業改良普及センター」を「普及指導センター」に改め、同項第四

号中「普及協力委員が第十四条の七第二項」を「普及指導協力委員が第十三条第二項」に改め、同項第六号中「改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条第二項第二号及び第三号並びに第六項第二号及び第三号中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条を第七条とする。

第十四条の二の見出しを「(普及指導員)」に改め、同条第一項中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 普及指導員は、次に掲げる事務を行う。

一 試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行うこと。

二 巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと。

第十四条の二第三項を削り、同条第四項中「専門技術員」を「普及指導員」に、「第二項」を「前項第一号」に、「行われるよう」を「行われることにより、有用な成果が得られるよう」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条を第八条とする。

第十四条の三の見出しを「(普及指導員の任用資格)」に改め、同条第一項中「専門技術員資格試験」を「普及指導員資格試験」に、「専門技術員」を「普及指導員」に改め、同条第二項を削り、同条を第九条とする。

第十四条の四(見出しを含む)中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条を第十四条とする。

十条とする。

第十四条の五の見出しを「(普及指導手当)」に改め、同条第一項中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に、「これらの」を「その」に、「農業改良普及手当」を「普及指導手当」に改め、同条第二項を削り、同条を第十一条とする。

第十四条の六の見出しを「(普及指導センター)」に改め、同条第一項中「地域農業改良普及センター」を「普及指導センター」に、「設けるものとする」を「設けることができる」に改め、同条第二項第一号中「その所属の改良普及員の行う第十四条の二第五項の事務の連絡調整」を「普及指導員が第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約」に改め、同項第三号中「第十四条第一項第五号」を「第七条第一項第五号」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条を第十二条とする。

第十四条の七の見出しを「(普及指導協力委員)」に改め、同条第一項中「普及協力委員」を「普及指導協力委員」に改め、同条第二項中「普及協力委員を普及指導協力委員」に、「改良普及員を普及指導員」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第二項中「添付書類」を「添付書類」に改め、同条を第十四条とする。

附則中第十六条を第十五条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。
(協同農業普及事業の運営に関する指針に関する経過措置)
第二条 農林水産大臣は、平成十六年十一月三十

日までに、この法律による改正後の農業改良助長法(以下「新法」という。)第七条第二項及び第三項の規定の例により、協同農業普及事業の運営に関する指針を定めるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の指針を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県に通知しなければならない。

3 第一項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において新法第七条第二項の規定により定められた運営指針とみなす。
(協同農業普及事業の実施に関する方針に関する経過措置)

第三条 都道府県は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、この法律の施行の日までに、新法第七条第六項及び第七項後段の規定の例により、協同農業普及事業の実施に関する方針を定めなければならない。

2 都道府県は、前項の方針を定めたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定により定められた方針は、この法律の施行の日において新法第七条第七項の規定により定められた実施方針とみなす。
(普及指導員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前の農業改良助長法(以下「旧法」という。)第十四条の三第一項の専門技術員資格試験に合格した者は、新法第九条の普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十四条の三第二項の改良普及員資格試験に合格した者は、この法律の施行後三年間は、新法第九条の普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

平成十六年四月二十二日 衆議院会議録第二十六号 農業改良助長法の一部を改正する法律案及び同報告書

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法及び地方公務員災害補償法の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

- 一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第二項
- 二 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第五項

(農業取締法の一部改正)

第七条 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三中「第十四条の二第一項」を「第八条第一項」に、「改良普及員」を「普及指導員」に改める。

(国有財産特別措置法及び構造改革特別区域法の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「第十四条第一項第五号」を「第七条第一項第五号」に改める。

- 一 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第三条第一項第一号
- 二 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十五条第一項第一号

理 由

協同農業普及事業の運営の効率化に資するため、専門技術員及び改良普及員を普及指導員に一元化するとともに、地域農業改良普及センターについての必置規制を廃止し、新たに普及指導セン

ターを設けることができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業改良助長法の一部を改正する法律案 (内閣提出) に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、都道府県の自主性を発揮し、農業者の高度で多様なニーズに対応できる普及事業の展開を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 普及職員の一元化

専門技術員及び改良普及員の二種類に分けていた現行制度を見直し、調査研究と普及指導とを一元的に行う普及指導員を置くことにすること。

2 農業改良普及手当の上限規定の廃止等

農業改良普及手当の上限規定を廃止するとともに、その名称を普及指導手当とすること。

3 地域農業改良普及センターの必置規制の廃止等

地域農業改良普及センターの必置規制を廃止し、都道府県は普及指導センターを設けることができるものとする。

4 施行期日等

- (一) この法律は、一部の規定を除き、平成十七年四月一日から施行するものとする。
- (二) 普及指導員に関する経過措置を講ずること。

二 議案の可決理由

本案は、都道府県の自主性を発揮し、農業者の高度で多様なニーズに対応できる普及事業の展開を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年四月二十一日

農林水産委員長 高木 義明
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

農業改良助長法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、農業者が求める高度で多様なニーズに対応し、都道府県の自主性を一層発揮した協同農業普及事業の積極的展開を図られるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

記

- 一 協同農業普及事業は普及職員という「人」によって成り立っている事業であることにかんがみ、今後とも、普及職員の必置規制を堅持すること。また、協同農業普及事業の運営に当たっては、自らの創意工夫による多様な取組を展開する経営体等の技術革新を支援するとともに、市町村、農協等の関係機関や農業集落のリーダー等との連携の下、地域農業の持続的な発展を図ることを基本的な課題として位置付けること。
- 二 普及職員の一元化に当たっては、普及指導員に求められる機能並びに高度な課題解決型能力

の確保に配慮しつつ、資格試験制度を構築するとともに、普及指導員を計画的に養成するため研修を充実強化すること。また、普及指導を継続的かつ安定的に実施するため、現職の改良普及員が地域農業の振興等に寄与してきたこれまでの実績を十分に勘案し、普及指導員への移行を円滑に行うこと。

三 普及指導センターの設置に当たっては、普及指導員の活動拠点及び農業者等に対するサービス提供の場としての機能が十分果たせるよう、組織体制を整備充実するとともに、センター長については、普及事業に関し高度な見識と経験を有する者の配置が確保されるよう十分配慮すること。

四 普及手当の上限規定の廃止に当たっては、今後とも、普及指導員に求められる技術指導力の高度化等に対応し得る優秀な人材が確保されるよう、その趣旨の周知徹底を図ること。

五 協同農業普及事業交付金については、農業の発展及び食料の安定確保に普及事業が果たす役割、普及事業における国の責務、国と都道府県との役割分担の重要性を踏まえた上で、事業の効果的・効率的な実施に資するよう、その在り方を検討すること。

右決議する。

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

平成十六年二月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「(以下「認定就農者」という。))を削り、「就農するを「就農し、又は新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させる」に、「限る」を「限り、第四条第四項の認定就農者にあつては、第二号に掲げるものを除く」に改める。

第四条第一項中「青年等」の下に「又は当該青年等をその営む農業に就業させようとする者」を加え、同条第四項中「認定就農者」の下に「新たに就農しようとする青年等であつて、第一項の認定を受けたものをいう。以下同じ。))又は認定就農者(新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者であつて、同項の認定を受けたものをいう。以下同じ。))を加える。

第六条第二号中「認定就農者」の下に「又は認定就農者」を加え、同条第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 新たに就農しようとする青年等について、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十三条第一項の許可を受けて無料の職業紹介事業を行うこと。

第七条第四項中「一認定就農者」との下に「及び一認定就農者」とを加える。

第八条中「認定就農者が」を削り、「就農した」を「認定就農者が就農し、又は認定就農者が新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させた」に改める。

第九条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「とき」の下に「又はその営む農業に就業させなかったとき」を加える。

第十条中「認定就農者」の下に「又は認定就農者」を加える。

第十六条中「第五号」を「第六号」に改める。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二條の次に次の一條を加える。

(農業改良資金の貸付けの特例)

第二十三条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)第二条の農業改良資金(同法第五条第一項の特定地域資金を除く)であつて、認定就農者が認定就農計画に従つて新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要なもの(第四条第二項第三号の措置に係るものに限る。))の償還期間(据置期間を含む。))は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 前項に規定する資金の据置期間は、農業改良資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第二条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第二号中「第二条第二項」を「第四条第四項」に改める。

理 由

近年における就農形態の多様化に対応して、農業の担い手の確保に資するため、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者に対し、就農支援資金を貸し付けることができるようにするとともに、無料の職業紹介事業を都道府県青年農業者等育成センターの業務に追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における就農形態の多様化に対応して、将来の農業の担い手を確保するため、農業法人等への就農に対する支援措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 就農計画の作成者の追加

農業法人等は、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする場合、就農計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができるものとする。

2 就農支援資金の貸付対象の拡充

都道府県青年農業者等育成センターは、1の認定を受けた農業法人等に対し、無利子の就農支援資金を貸し付けることができるものとする。

3 都道府県青年農業者等育成センターの業務

の拡充

都道府県青年農業者等育成センターの業務として、無料の職業紹介事業及び1の認定を受けた農業法人等が行う施設の設置等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うことを追加すること。

4 農業改良資金助成法の特例

1の認定を受けた就農計画に基づく施設の設置等につき農業改良資金の貸付けを受ける場合には、その償還期間及び据置期間を延長するものとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における新規就農をめぐる情勢の変化に対応して、農業法人等への就農を促進させるための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十六年四月二十一日

農林水産委員長 高木 義明
衆議院議長 河野 洋平殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
二二〇円	二二〇円